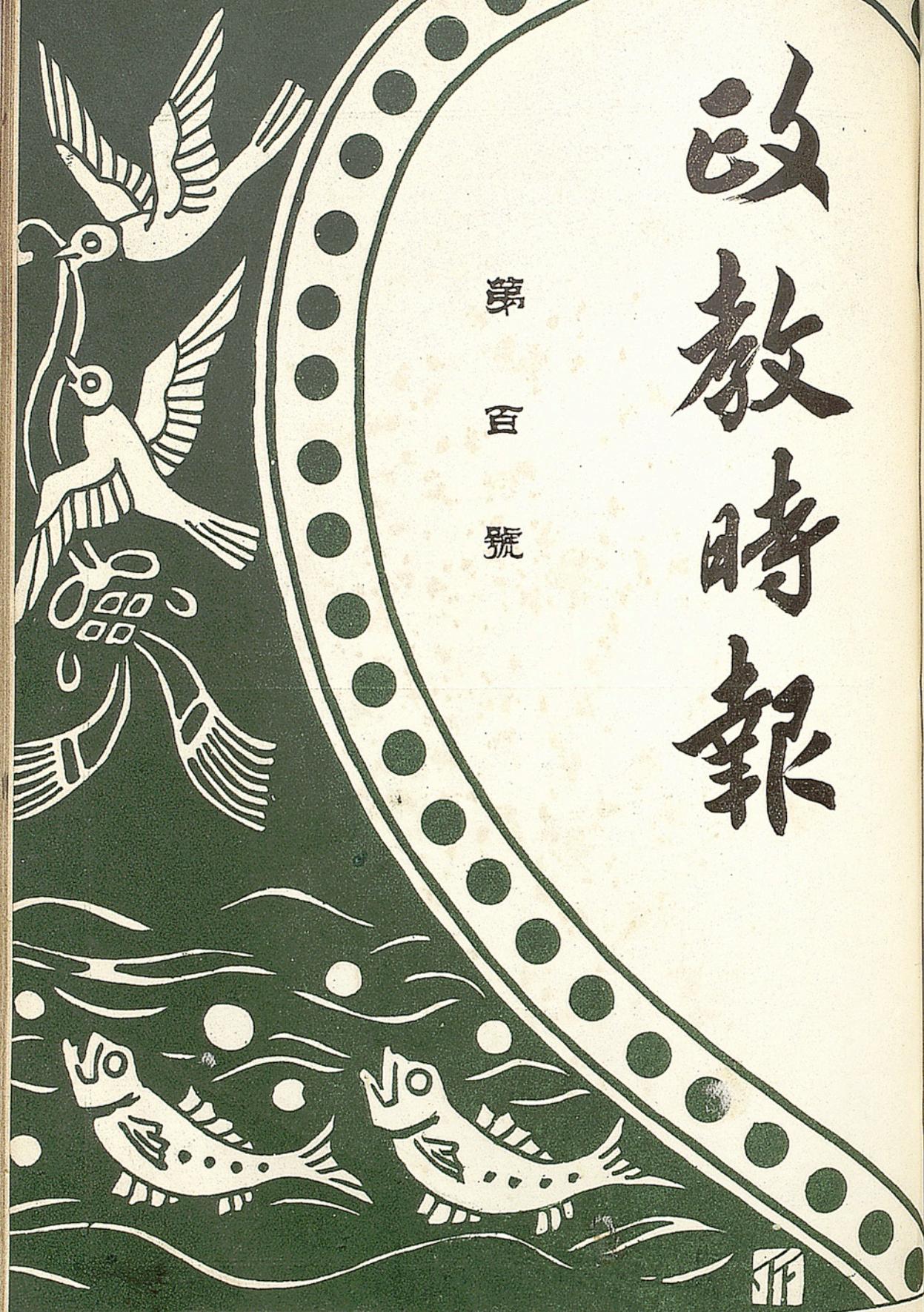


# 政教時報

第  
百  
號



可認物便郵種三第省信遞日六十月二十年一十三治明  
(行發日入面一月每) 行發日八月四年 十三治明

政教時報第百號目次

○口 繪 一、太子出城の圖 二、降魔成道の圖 三、釋法輪の圖 四、歸京父子に謁するの圖

論 說

○釋尊降誕を祝する文

○大聖釋尊

○釋尊の説法

○經の佛陀律の佛陀

社 會

○不良少年の感化事業

○歐米勞働者保護法の大勢

信 界

○眞の朋友

○續靜觀錄

△口繪の解▽

○南村閑話

○文苑

○お伽花祭

○静御前

○佛のちから

○釋尊降誕の佳辰をことほきて

○春季雜咏

○野調

○花御堂

○淡詩

○米國基督教青年會五十年祭

○報 道

○通信

〔社説〕  
文學博士 松本文三郎  
文學士 常盤大支

小河滋次郎  
池山榮吉

文學士 清澤滿之  
文學士 近角常親

百目木劍虹

巖谷小波

少秋水

青鬼堂

波岡茂

阿羅漢

眞須彦

前田慧雲

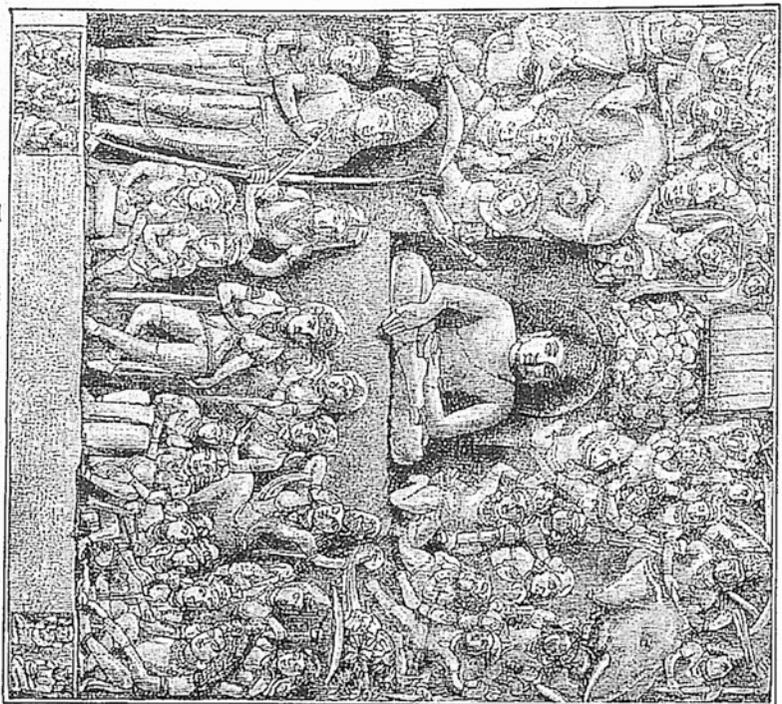
〔海外事情〕

大日本佛教徒同盟會綱領

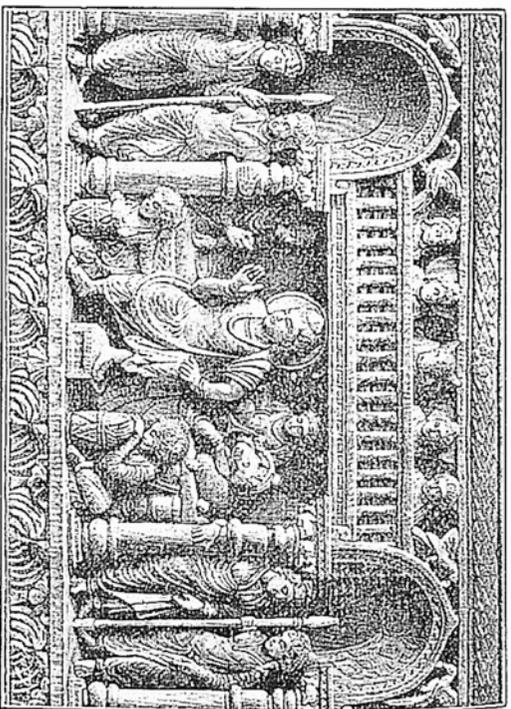
- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を奨励し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査する事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を奨励して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教會の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勸絶する事。
- 十一、殖民傳道を奨励する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光發せしむる事を講ずる事。



圖の輪法轉



圖の道成寛降尊釋



圖の城出子大



圖るす説に子父京歸

## 釋尊降誕

摩訶摩耶夫人胎中菩薩を懷育すること、恰も器中に油を盛るが如く、既に十月に滿てり。自ら生時に垂んとするを感じて、其舊里に往かむことを欲し、首圖駄那王に就き、語りて曰く『大王、妾は妾が國の首都提婆陀訶に往かむことを欲す』と。王諾して曰く『善し』と。乃ち迦毘羅城より提婆陀訶に至るまで道路を平坦ならしめ、蔽ふに綠門を以てし、瓶壺水を盛り、旗幟風に飄れり。かくて夫人を坐せしむるに金輿を以てし、扈從千人盛儀道を警め、肅々として故郷に向へり。兩城の中間に於て共有の娑羅樹の樂園あり、名けて嵐毘尼園といふ。時恰も梢より樹頭に至るまで花實鬱鬱として一簇雲の如く、雜色の蜂、遊禽の群嬉轉として花間枝上に飛翔せり。嵐毘尼園中、一望葛羅の林の如く、又帝王の催せる裝飾を極めたる醜室の如し。夫人一瞥、娑羅樹園に遊ばむと欲す、此に於てや扈從夫人を奉じて林中に入れり。夫人乃ち林間の娑羅王樹の下に来れる時、其枝に攀ちむと欲せしかは、樹枝自ら撓むこと恰も蘆の蒸氣の爲めに熱せらるゝが如く、近く夫人の手の達すべき所に來れり。夫人乃ち手を延べて其枝を攀づ、時に苦痛は夫人の上に来れり、人民乃ち繞らずに幔幕を以てし、自ら避け退きたり。夫人起ちて娑羅樹の枝を攀ち玉ふ時、佛陀は正さに世に降誕まし／＼けり。其時に當りて四清淨心梵天は金網を以て來り、網中未來の佛陀を捧げつゝ其母の前に來りて曰く『喜び玉ふべし大夫人よ、偉兒は汝に生れ玉へり』と。

菩薩の生れ玉ふや、自餘の衆生の如く不淨の事なし。未來の佛陀、其母胎を出て玉ふや、毫も汚染せらるゝことなく、恰も法教師の演壇を下るが如く、人の階を下るが如く、其手足を擴げて起ち玉へり。其清淨純潔にして輝けること、波奈羅斯に於ける白紗に包まれたる寶玉の如し。されど甘露二流は天より來りて菩薩及び母を澡浴して以て敬意を表せり。金網を以て捧げたる梵天の手より四天王は羚羊の柔軟なる草衣を以て菩薩を擎けたり。又四天王の手より人は微妙なる衣布を以て菩薩を受け奉れり。菩薩人の手を去り地上に直立して東方に向て眺め玉へり、大千世界恰も單なる空間の如く靡々として見つべし。乃ち人天捧ぐるに妙香華環を以てし謂て曰く『大聖、世に汝に比ふものなし、如何に況んや

より大なるものあらむや」と。菩薩乃ち東西南北四維上下の十方を探り、已に比するものなきを見て、乃ち七歩を行して曰く、「是れ最良の方角なり」と。乃ち大梵天は白傘を以て彼を蔽ひ、夜摩天は團扇を以て彼に隨ひ、他の諸天は各手に王者の標章を捧げたり。時に菩薩七歩して止り、尊重の御聲を擧げて勝利の德音を宣布し玉へり。先口を開きての給はく、「我は世界の尊長也」と。

今や未來の佛陀は三生に於て同じく此の如く母胎を出つるや否や忽ち聲を發し玉へり。初め大醫王として生れ、再びベツサンタラとして生れ、今又三たび生れ玉へるなり。マホサダとして生れ玉ひたる時、天王サツカ其入胎の時彼に來り仙檀香木を其手の上に置きて去れり、彼母胎を出つるの時拳中之を握りて來れり。母彼に問て曰く、「愛兒よ、汝か生る時握れるものは何をや」と。彼答て曰く「母よ、藥なり」と。かくの如く藥を有せるを以て、名くるに藥兒を以てせり。此藥を磁製水瓶に盛りて藥材を作り、瞽盲等の諸病來るもの皆治せざるはなかりき、是より「こは有功なる藥材なりこは有功なる藥材なり」との通語を生ずるに至れり。遂に彼を稱してマホサダ即ち大醫王と名けたり。

再び忉利天王として生れたる時、彼は母の胎を出つるや右の手を廣げて曰く、「家に何物かなきや、母よ、我は贈物を爲さんと欲す」と。母曰く「愛兒よ汝は富家に生れたりと、自ら其手を取りて千金を入れたる囊を嬰兒に與へたり。

終に、此度の生に於て彼は勝利の歌を謠ひ玉へり。かく未來の佛陀は三生に於て其母胎を出て玉ひける時聲を放ち玉へり。而して入胎の時の如く出胎の時も三十二相圓滿し玉へり。

かく菩薩嵐毗尼園に生れたまひたる時夫人及び羅睺羅の母、從者車匿、大臣迦留陀夷、御馬乾陟、大菩提樹、及び珍寶を盛れる四個の瓶も亦出現せり、其瓶の大さ一は二哩、一は四哩、一は六哩、一は八哩なり、此七種を稱して同生寶と云ふ。兩市の人民は菩薩を奉じて迦毘羅城に往けり。其時ターヴァアチンサ天樂を合奏す、其響哀婉雅亮にして驚くべく、喜ぶへし。而して天人天女羽袖踴躍として欣びて曰く、「迦毘羅城主首圖歌那王に皇子降誕まし〜せり、菩提樹下に坐して等正覺を成し玉ふべし」と。

〔サチータカ、アウイサユアーニダーナ〕

政教時報

第四百八號  
四月八日發行

大聖釋尊

世尊降誕の時、一指は天を指し、一指は地を指して言はく、天上天下、唯我獨り尊し、三界は皆苦なり、吾當さに之を安んずべしと、嗚呼洵に是れ釋尊の本領也、宗教の眞髓也、釋尊一たび人生に出て玉ひてより、二千有餘載、幾億の人民は其光明を仰ぎ、幾多の群靈は永久の平和に安んず、蓋し人生歴史の上に釋尊あることは天地の間に太陽の輝けるが如し、常に其光を仰ぐもの却て其德澤を蒙ることを自覺せずと雖、試みに歴史に就きて其影響を除却せよ、世界文明史東洋社會史は根本的に其趣を異にするるべし、特に吾日本帝國の如き苟も精神、理想に關するもの、社會、道德に關するものとして其感化を被らざるものなし、吾人私かに、吾國精神界の教祖聖德太子の傳を緝くに太子の理想は悉達太子にありて一一の行跡之に私淑し玉ひしを想像せずむはあらず、殊に出家修行の形式を追はずして自覺覺他の本領を擧取し玉ふに

至りては、洵に是れ日本佛教の特色として釋尊の眞髓を傳へ玉ふものにあらずや、吾人は世の佛教を信仰するものが、先づ釋尊の本領の那邊に存するかを味ひ、世の偉人を呼ぶの人は釋尊の人格を想起して、偉大なる感化を蒙ることを慫慂せんと欲する者也。

世の釋尊を論ずる者多し、或者は曰く、釋尊は迦毘羅城に生れ、其地に行はれたる僧法哲學を研鑽して、猶一步を進めて新宗教を宣傳もたる者也、或者は曰く釋尊は印度在來の宗教婆羅門教の改革者にして、其枯死化石せる儀典を破壊して、新鮮なる信念を復興せしめたるもの也と、或者は曰く、釋尊は順世學派の如き懷疑的物質的の思潮を一變して、健全なる内的考察を促したる哲學者也と、或者は曰く、釋尊は四姓の區別を打破して平等主義を主張したる社會改革者也と、何れも是れ確かに釋尊の一面を得たる者、然れども未だ以て釋尊の本領を解得し得たるものに非ざる也。

吾人以爲らく、釋尊の本領は人生に對し、哲學に對し、苦行に對し、内心に對し、社會に對し、一に純粹なる内的實驗によりて心中の煩惱を斷滅し、眞個解脱の實域に達して、其實験を他人に宣傳して、所謂三界の苦を安んずる者は也。古來開宗者多しと雖、釋尊の如く實驗的にして、其精神狀態の經過歴々として之を徵し得べきものは頗る鮮き也、而も釋尊の性格最も圓滿にして溫容安舒、一見の下人忽ち其德風に化

せられ、威嚴肅々として一言の下弟子皆襟を正しくす、其家庭は最も健全、其教育は頗る穩當、一たび嫁娶して人生の經驗を嘗め、文武の道を研習して智育、体育亦缺くる所なし、若し最も人生的にして最も實驗的なる宗教家にして毫も神怪奇矯の嫌なく、且舊來宗教の拘束を離れて、而も教理に對して哲學的説明を拒まず、而も行年八十、諄々として老て益倦まざりしもの、蓋し釋尊の如き、恐くは人間歴史上再び見るべからざる偉大なる事實也。吾人は釋尊の宗教的實驗に於て著しき者數件を掲げて、以て其本領を窺はんと欲する也。

第一、四相の實驗 迦毗羅城中俗的快樂の中に埋められたる釋尊の精神界に於て、大なる警告を與へたることは、太子が駕して城門を出て老人の衰へたる、病者の苦める、死者の無常なるを實見したる時にあり。眞個に是れ釋尊が人生問題に對して、森嚴なる感想を抱かれたるの初め、太子苦悶の起源にして出家踰城の動機也、他日四諦の初めに苦諦となるものは即ち是也、十二因縁に於て生老死と云へるもの實に是也。

第二、哲學の實驗、阿頼邏、憍多陀迦羅摩に就きて僧法の哲學を問ひたるもの是也、太子の仙人に對する問答頗る緻密に胚胎せり、無神論の根柢も此時に成立せり、佛教若し僧法の影響ありとせば此時にあり、而も唯之を試みて其不可を悟りたるのみ、佛教十二因縁の材料頗る僧法の二十三諦に似たるあるも、其根本たる二元論を破壊して、根本を無明として、以て之か滅盡を以て理想とし玉へり、太子、仙人を辭する時謂て曰く、我道を求むること病者の藥を求むるが如し、我感論を聞くを欲せずと、以て太子が哲學を以て本領とせざりしを知るべし、唯、佛教は教條を立てず實驗を主とするが故に後世其實験を説明するに哲學を以てするも之を拒まず、遂に論議を生ずる所以也。

第三、苦行の實驗、是れ釋尊が印度舊來の宗教の實行に對する實驗也、蓋し苦行を以て解脱の原因と誤解すること蓋し印度宗教の痼疾なり、釋尊一日に一麻米を以て六年の久しき之を繼續し玉ひしも、果然釋尊は其無効なるを悟りて、尼連禪河に浴して牧女の捧くる牛乳を飲みて初めて健全なる靜觀により玉へり、蓋し佛陀が苦痛の原因は亦苦行にあることを看破し玉ひたるは實に此時にして、四諦中苦諦の原因は集諦にあることを悟り玉ひたるも亦實に此時也、且つ又佛陀が俗的快樂に陥らず、苦行に陥らず、中道の穩正堅實なる方法を用ひ玉ひし起源にして、四諦に於ける道諦に於て八正道なる最も健全なる實行法の來る淵源也。

第四、降魔の實驗、是れ佛陀が内心に於ける苦悶の鬭争、煩惱の戰也、即ち人間の内心に於て經驗せられ得べき、凡ての惡心、凡ての苦痛、凡ての欲望、凡ての瞋恚、凡ての無明苟も人間として人生としての罪惡は集集し來りたるもの也、

太子一々之を殫し之を殫したる所、明星東天に閃きて清淨なる光明ある新天地の出現し來りたる時也、十二因縁の順逆兩觀を反覆し玉ひたるも此時也、四諦中滅諦涅槃の妙味を實驗し玉ひたるも此時也、嗚呼是れ吾人永久の生命の根本、無限光明の中心なり。

第五、轉法輪の實驗、已上は釋尊が自覺の實驗也、而して成道已後は寧ろ他に對して、如何にして其實験を傳へ得べきかの實驗なり、佛陀初めて鹿野に法輪を轉し玉ひたる時、四諦の形式を以て説法し玉へり、是れ印度に於ける醫學分類の四門に暗合せる者、蓋し釋尊多年の實驗の中に四諦の材料の備れること既に述ぶるが如きものあり、而して之を四諦の形式に秩序立てられたる所以の者、恐くは簡單に他をして實驗し安からしめむための用意、恰も醫者の病苦を見て其病源を知り、其全治根切の爲めに健全なる治療を下すが如きものならむ、爾來五十年、轉法輪一に應病與藥の方法たらずむばあらず、是如何に其實験的たりしかを徴するに足らむか。

已上は釋尊實驗の主要なるもの、若し詳記せば是れ日も足らず、殊に其教團の組織に於て四姓の別を見ざるが如き、人間として宗教的實驗の上に何等の必要なを以てなり、敢て社會的秩序を破壊せんとし玉ひたるものにはあらず、然れども苟も人間たる已上は此實驗を経ざるべからざる者、少くとも其結果として印度社會の痼疾たる階級的制度を緩和する偉

大なる勢力なりしや知るべき也、又戒律の制定の如き何れも皆佛弟子の過失ありたるを肇めて一々之を與へたるもの如何に其實験的たりしかを想見すべき也。

### 釋尊の説法

松本文三郎

釋尊當時何等の法をか説き玉へりし、我邦從來の圓顯子、自から稱して佛弟子といふ、而して彼等は新舊の説を混同し、實主の別を顛倒し、釋尊當時果して何等の法を説き玉へりしかを知らざるなり、佛説固より多岐に分るといへども、而も其の眞髓果して那邊に存すとせんや、彼等秋毫之を辨ぜざるなり、

或は以爲らく無常、無我、涅槃の説は、是れ佛説の外道と獨り異なれるところ、釋尊説法の眞髓洵に此にありと、或は以爲らく苦集滅道四聖諦の説は、是れ釋尊一代説法の骨子なりと、焉くんぞ知らん、是れ皆釋尊以前、若しくは釋尊と同時に既に印度學者の唱道せしところ、又佛教の一世に弘通せし所以にあらざるなり、若し宇宙の眞法實に此に盡きたりとせば、釋尊又何を苦みてか親から修行し、新宗教を醸揚し玉ふを須るんや、

リク・ベダ十卷第百二十九の詩は、リク全篇を通して、最も哲

學的趣味を有せるの作たり、曰く

(一) 未だ初めよりして有と無とあらざりしなり、空と天と亦之を蔽ふなかりき、動くものは是れ何ぞ、又何處にか、之を御するものは抑も何物ぞ、緑水深淵又何處にか之を求むべき、

(二) 未だ初めよりして死と不死とあらざりしなり、日と夜と亦別つなし、唯一ありて餘物又存することなし、其の呼吸するや風なく、自動による、

(三) 初めは唯暗々を蔽ひ、宇宙限界なく、一に是れ水たり、曠原唯空の繞ぐるところ、熱力(タパス)によりて彼獨り生ず、

(四) 此に欲(カーマ)ありて生ず、是れ思惟の原種たり、聖者は之を心に思惟し、以て有無の連鎖を求む、

(五) 有無の連鎖は錯綜して相交はる、果して下ありとせんや、果して上ありとせんや、唯種子を與ふる所以のものあり、唯力あり、自生のもの(スヴァドハ)は下にありて之を持する所以のものは上にありて存す、

(六) 此創造は何處よりして生じ、何處より來れるか、誰れか眞に之を知るものぞ、誰れか之を告ぐるものぞ、諸神は果して創造の後に成れるか、何れよりして生せしか、誰れか之を知るものぞ、

(七) 此創造は何れよりして生せしか、彼創造せられたる

か、將た創造せられざりしか、上天にありて此世界を御するもの、唯能く之を知る、抑も彼亦之を知らざるか、

と、彼詩人は疑問の上に疑問を重ね、將たに之を解釋せんとするが如くにして、遂に又一大疑問を以て之を蔽ひ去らんとせり、而も以爲らく、初め唯暗黒ありて世界を纏ふ、是れ其の發力によりて開發し、此に欲を生ず、之を心芽となすと、

乃ち知るべし、思惟と物体とは一念慈心の千變万化し生成したる状態のみ、佛教に所謂暗黒界王魔羅なる名稱の一義は、

即ち是れ欲、佛教四諦の一は苦にして、二は是れ集、是れ亦闕著しくは慾念に外ならず、既に人生の苦は欲に起因するとせば、カタ、ウパニシヤッドは又其の結果を推論して以爲らく、汝一念心の欲を滅せば、汝苦痛を免れ、常任安樂を得可しと、是れ豈に佛教に所謂滅諦にあらずや、然りといへども

常安樂は、心思惟の一念、欲火に焦されざるに至りて始めて之を得べきのみ、若し其れ未だ此地に達せずんば、所謂樂境とは唯是れ心寂滅に過ぎず、ブリハードアイランヤカ并びにチャンドーギヤウパニシヤッドの一部は、以て諸仙の説を集め成すと見るも亦可、而して其の中思想の極めて之に近似するものあり、チャラトカルの子アールタフハガの曰く、ヤ

デスニヤツアルキヤよ、人死せば、其の語は火に、其の呼吸は風に、其の視は日に、其の心は月に、其の聽は四方に、其の体は地に其の我は、精氣に、其の体毛は草に、其の頭髮は木に、血

と精液とは水に歸し去る、彼今將た何處にか存すべきと、ヤデスニヤツアルキヤの曰く、アールタフハガ、爾が手と與へよ、我等のみ之を商議すべくして、餘人は以て之に與からしむべからざるなりと、乃ち相共に去りて商論し、曰く善業を行するものは、是れ聖、罪業を成せるものは是れ惡と、アールタフハガ聽き終りて心恬び、默然無語と、乃ち知るへし、吾か体を成す所以のものは、其の一たひ死するや、四散して宇宙の本元に歸す、唯業のみありて獨り存し、以て善惡の報を受くと、吾人か更らに之を分析して以て其の結論を求むれば、即ち

(一) 人心は本と身体を離れ存すべきにあらず、

(二) 輪廻の生を受くる所以のものは、唯其の業の如何にあり、

(三) 轉生し來りて後、其の聖たると惡たるとは、唯其の前業の性如何を顧みるのみ、

と是れなり、中に就き第三の結論は、當時印度に於ける一切宗教哲學の共通に有するところ、而も第一と第二とは是れ異教にして、衆人の視て以て驚くところ、抑も是れヤデスニヤツアルキヤをして稠人の處を去りて、獨り自から語らしめたる所以のものなり、然りといへとも當時既に其の思想の一部學者の間に唱道せられたりしを知るに足る、而して釋尊は亦實に之を取りて以て己れか藥籠中のものとなし玉へりしな

り、而して彼の諸行無常、諸法無我の説は、亦明かに之を認むるを得、若し其れ涅槃究竟の處を求むるに至りては、印度古來の學說皆其の軌を一にするところ、但其の以て涅槃の境となす所、彼此學說の異なるによりて、多少の變易あるのみ、而してリス・デホツ一派の學者か最も佛教に特有なりとなせる業説亦明かに此に具す。

釋尊は又從來印度に行はれたりし一般學說に似ず、神を説かずして以て法を説き玉へり、而も神を論せずして以て倫理の法を説く、亦波羅門文學に於て絶無なりとなさず、例之は彼の印度に於て最も有なる名詩、マハーバハタに於けるサーンチ、アーマシヤニカ諸篇の如き即ち是れなり加之、マハーバハタ中に於ける詩は、時として全然佛教書中に顯はれ來り、明かに知りぬ、當時印度人心の歸向せしところ、自から其の軌を一にするものあり、而して佛教は唯其の方面を取りて著しく發達せしめたるに過ぎざるを、

然りといへとも余輩は豈に四聖諦の説を以て、佛教に於ける不必要なる部分を形成すとなさんや、又必らずしも之を以て當時一般に行はれたるの説といはず、是故に釋尊と成道の後、アララ、カラーリマ等五比丘に入聖道四聖諦を説き玉ひて後、此四聖諦は洵に是れ先人の未だ曾て言はざるところ、我實に之を見、之を知り、之を解し、之を悟り、之を明かにせしむるものなりと曰ひ玉ひき、而も釋尊の學、何んを從上の

説を知り玉はさるの理あらんや、余輩は唯此に其の思想の由來するところを明かにし、其の忽然として釋尊に發見せられたりしものにあらざるは、彰々として蔽ふへからざるの事實たるを辯するのみ、

特に四誦中の第四道誦に於ては、釋尊の説自から他と異なるものあり、所謂道とは正見、正思、正語、正命、精神、正念、正定と是れなり、禪那教亦正智、正觀、正行の三を以て人に誨ゆといへとも、而も未だ釋尊の丁寧周到なるに似ず、其の他當時の所謂外道なるもの亦皆然り、

釋尊の説き玉へりし涅槃と、ハベターంతと稱する個人精神を以て宇宙精神に冥合せしむるの謂にあらす、又禪那教の如く、再生三生して始めて達し得るの類にあらす、彼唯苦を滅して以て至樂の境に入るにあるのみ、涅槃は是れ佛説究竟至極の處、人或は曰ふ佛説涅槃の義は大小兩乘に於て各相異なれりと、若し其の所謂異なれりといふを以て、單に其の説明の方法に於てのみならず、其の本質に於て差別ありとの義なりとせば、是れ何れか既に佛説にあらざるなり、余輩の見るところを以てすれば、始原佛敎に於ける涅槃の意義は、後世佛敎に於けると秋毫異なるあらざるなり、若し異なれりといは、是れ其の之を解するもの、若しくは解せらるゝもの、未だ盡くさゝるところあるか、或は其の枝葉の説を以て本質の論と混同するに過ぎざるなり、

但聖道涅槃の論は、所謂外道亦稍之に類するの説あり、釋尊之を修正し玉へりといふ亦可、十二因縁の説に至りては、佛敎徒の最も重きを置くべきところ、何となれば是れ實に佛親からの發見し玉へりしものなればなり、釋尊か成道の後、

更らに反復思惟せられたりし所以のものは、亦唯此十二因縁の説にあらすや、マハーヴァツガタに曰く、佛陀は尼連禪那の河岸、苦行林の地、菩提樹下に於て大覺を成し玉ひし後、尙ほ解脱の妙相を樂しみ、趺坐して此に留まり玉ひしこと七日、第七日の終夜初更、定に入りて十二因縁を觀し玉ふこと順逆無盡、以爲ひ玉はく、無明より行生じ、受より識生し、識より名色生し、名色より六入生し、六入より觸生し、觸より受生し、受より愛生し、愛より取生し、取より有生し、有より生とし、生より老死悲哀痛苦愁傷生す、是れ一切痛苦の根たり、今無明を斷して愛欲絶し、行此に滅す、行滅して識此に亡し、識滅して名色此に亡し、名色滅して六入此に亡し、六入觸して觸此に亡し、觸滅して受此に亡し、受滅して愛此に亡し、愛滅して取此に亡し、取滅して有此に亡し、有滅して生此に亡し、生滅して老死悲哀痛苦愁傷亦此に亡す、是れ即ち一切痛苦を斷絶する所以の法なり、佛陀此妙法を觀して宣へ玉はく、今篤學禪定波羅門をして此真相を聽かしめば、彼必らず事相と其の因縁とを辨し、一切の疑惑をして勦絶せしむへしと、佛陀は二更更らに之を觀し、三更亦復之を觀し

玉へりと、苦を脱して涅槃の樂境に入る所以の途、洵に此に盡きたり、釋尊か成道の後、尙ほ斯く丁寧周密なりし所以のもの、亦之を以てなり、佛弟子たるもの何んを以て容易の觀を爲すへけんや、

然りといへとも釋尊説法の當時人心に偉大の感化を與へたりし所以のものは、其の哲學的議論にあらすして、反りて倫理的の方面にあり、彼の純潔無雜なる道誦の福音は、實に釋尊の自から宣説教訓し玉へりしところにして、其の功業の赫灼たるを致せし所以のもの亦實に此にあり、而して其の無神論的方面に於て欠くるところは、釋尊人格の完全圓滿なると、不可思議力とは、之を補ふて餘ありしなり、若し釋尊にして此圓滿の人格を有し玉はさりせば、其の實單純なる倫理的教訓に止まり、斯の如き著大の感化を與へ得たりしや否、未だ容易に之を判すへからざるなり、

抑も釋尊は其の在世の時、既に無數の信者を得玉ひ、子は其の父母を棄て、夫は其の妻と離れ、戸毎の壯丁老若争ひて佛門に歸入せしものは、洵に是れ一代の奇觀、古今の史上比類稀なるの事に屬す、釋尊人格の圓滿高尚なると、其の道德思想の純粹無雜なるとは、是れ其の二大原因を成せしものたるや固より彰々として疑を容れざるところたりといへとも、而も單に此二因を以て、古今絶無にして僅有なる顯象を説明し畢れりとすは、吾人の未だ容易に首肯する能はざることを

るとす、余輩は之を當時の狀勢に參へ、此に尙ほ雜多原因の伏在するものあるを認め、試みに今其の主たるもの三四を取りりて之を論ぜん。

抑も從來波羅門の尙へりしところの言語は梵語なり、ベダの語は梵天の作に係り、神聖侵すべからずとなし、波羅門と少數學者とにあらざれば以て之を誦するを得ず、而も言語は時に從ひて變遷するを免れず、ベダ時代に於ける言語は、今や衆人の解するところとならず、波羅門僧はベダを反誦するも、人其の何の謂たるを辨せず、註釋は愈出て、語言は愈變ず、是れ波羅門教の俗信を離るゝ所以、釋尊は乃ち其の當時世人の常用せる言語によりて以て平易の切に其の教を説き玉ふ、佛弟子亦復然り、當時の民、上は王侯より下奴隸の屬に至る迄、苟くも耳あるものは之を聽きて解せずといふことなし、是れ抑も佛敎の隆盛を致せる一因たらざるばあらず。

釋尊は當に當時の俗語を以て其の法を説き玉へりしのみならず、其の説法の方法、亦實に特得の妙處ありて、容易に他人の企て及ぶところにあらず、釋尊は實に自から之を創じ玉ひ、而して佛弟子亦忠實に之を口寫す、夫れ釋尊の常に説き玉へりしところは、高遠の理論にあらず、教科書に説けるが如きの道德説にあらず、或は之を自身の經驗に顧み、或は之を譬喩に寓し、或は人生常に生ずるの談話を取り來りて、巧に宗教的思想を點綴し、平易にして解し易く、之を聽きて

更らに倦むことを知らず、而して知らず識らずの間、自から法に誘入せらる。是れ當時の波羅門の、或は幽遠なる思辨に耽淪惑溺し、或は煩瑣なる儀式に頭出頭入すると同日の論にあらず、是れ亦佛教弘通に與かりて大に力あるものなり、次に復波羅門の理想とするところは、利己的傾向を有せり、彼等は唯一身を救ふに忙はしくして、他の如何は秋毫も顧みるところにあらざりき、佛教は先づ己れを成佛せしめ、更らに轉じて他を救濟せんとなす、釋尊の行蹟既に之を證して餘りあり、加之、佛弟子の法を釋尊に受くるや、彼自から秘して以て之を胸中に藏せず、苟くも來りて世尊頃日何等の言句があると思ふものあらば、彼淳として之に説くに其の所聞を以てし、其の己れの能く之を解せると否とを顧みるに迫らざりしなり、波羅門亦他の愛すべきを説く、而も彼世人の中に於て大に恐れて以て之を排斥するものあり、彼王種すらも尚ほ且つ容易に其智に與からしむるを欲せず、何んぞ況んや其の他の賤種をや、是れ亦佛教の大に世に行はれたりし所以の一なり、

玉へりしところは、惡業を犯して之を更むることを知らざるにあり、波羅門の卑しみて以て狗子と伍せしむるもの、釋尊は容れて以て兄弟となし玉へり、是れ衆人の喜びて以て歸入せし所以にあらずとせんや、

且つや佛教に於ける僧制は、亦筆に言ふべからざるの長所を有せり、所謂僧とは學校にあらず、佛弟子は一定の規定により、學課を學習し、其の師に事ふるものにあらざりしなり、彼等の目的とするところは、人世の美を實現し一定の誓言によりて以て完全の生を送らんとするにあり、是故に釋尊は親から之を監視し玉へるの勞なく、僧自から之を爲す、佛教の廣布せると同時に、僧は各所に散在せりといへども、彼等井然として亂るゝところなく、統一を求めずして統一自から成る、是れ亦波羅門教育制度の煩瑣にして自由を得ざると同日の論にあらず、而して佛教弘通の一原因を成せり、

余輩は必らずしも今人をして一に古に拘泥せしむべしとなさず、蓋し時勢の必需に應じて以て其の形を變ずるは、是れ所謂宗教の進化なるもの、進化なくんば宗教亦竟に自滅を免れざればなり、而も今の所謂佛弟子たるもの果して能く此意を体するありや、是れ余輩の大に問はんと欲するところなり、

釋尊の人格の如きは、固より万世に亘りて得難しとなすところ、何を以てか又今日の凡僧に望まん、然りといへども釋尊の行蹟は彰々として目前に横はり、彼等の以て好摸範とな

すべきところにあらずや、唯彼等自から之を視ることを欲せず、又之に倣はんことを求めず、豈に痛嘆の至りにあらずや、彼等が朝夕讀むところ、是れ將た何等の經ぞ、聽者解せず、之を讀むもの亦自から何の義たるを知らざるなり、而して是れ以て聖經の品位を保つ所以となす、嗚呼是れ何等の痴事ぞ、釋尊の梵語を棄て、特に其の俗語を取り玉へりしを知らずや、是れ實に釋尊を賊するものなり、

彼等の佛典を解する、亦唯詞章の間に拘泥して、直に能く其の眞髓を領取することを辯せず、又其の法を説く多くは是れ頑冥固陋、聽くに堪へず、今の所謂高僧なるものは比々として皆然り、今日の僧侶能く中學卒業以上の青年子弟をして、心洵に佛門に歸入せしむるを得るもの、果して幾人かある、余竊かに擧國の僧侶を盡くして、竟に隻手の指を屈するに足らざるを恐る、斯の如くにして今日の佛弟子と稱す、余其の何の義たるを解する能はざるなり、

今の僧侶口徒らに平等を唱へ、慈悲を説くといへども、而も權門に阿諛し、財貨を貪ぼり、俗位を尙ひ、己を欺き人を瞞す、權勢の爭奪に忙はしくして、苟くも己れを利するものあらば敢て人を陥るを厭はず、唯僅かに譯經の字句を解するを知るも、胸中の所信に至りては、空々然として一物採るべきなり、是れ豈に佛教に所謂眞外道の族にあらずや、斯の如くにして佛教の弘通を求む、余竟に其の不可能の事たるを斷言

するに憚らず、否、余輩は寧ろ此の如きの族の一日も早く社會に其の迹を絶せんことを欲するのみ、

今の所謂宿老なるものは敢て論するを要せず、而も苟くも青年佛教家を以て自から任し、後來大に爲すあらんとするものは、冀くば上釋尊の說法と行蹟とに鑑み、下は深く古今に於ける佛教成敗の迹を察し、以て現時并びに將來に於ける一大方針を決せよ、今日の佛教は唯舊來の惰力によりて以て僅かに喘々として其餘生を維持するのみ、今にして一大刷新を斷行するにあらざれば、佛教亦久しからずして我邦に其の迹を絶するに至るや、彰々として明かなり、

刷新の道如何、余輩は此に其の大綱四條を擧げて以て之に答へんと欲す、日新の法によりて以て青年佛徒を教育すること、是れ其の一なり、寺院僧制の革新を企つことは其の二なり、肉食妻帯を許し、父子相傳を廢し、僧侶を淘汰することは其の三なり、佛教文學を振興し、一切の慈善設備を起す、是れ其の四なり、若し其れ細論に至りては、更らに異日を俟ちて卓見を陳せん、

(完)

# 經の佛陀、律の佛陀

常盤 大定

上

溫潤玉の如き佛陀、安庠として寶座に就き玉へば、人天共に稽首し、四衆等しく敬禮す、諄々たる轉法輪は對機説法の妙を極め、縱横の譬喩は應病與藥の眞髓を發揮す、座に連るもの、賢といはず、愚といはず、老となく、少となく、男を論せず、女と問はず、各類に隨て悉く皆解を得、一音の演説能く群生をして正法の醍醐味に醉はしむ、是に於てか四衆を始めとし、龍天八部に至るまで、悉く佛陀の所説を歡喜して、信受奉行すとは、是諸經に通ぜざるものにして、吾人若し經に對する時は、其何たるに由らず、悉く此形式に出でざるなきを見る、是實に經にあらはれたる佛陀なり、經の佛陀は轍頭轍尾和顔愛語の佛陀なり、襟度寛宏の佛陀なり、誰か此佛陀に對して春風和煦の間に遊ぶの感を惹かざるものやある、又誰か慈母の大懷に抱かるゝの思を起さざるものやある。

夫れ然り、經の佛陀は悲智圓滿の相好を具へ玉ふ、是何が爲ぞ、釋尊始め菩提樹下に正覺を成せらるゝや、歡喜自ら禁せず、獨り七日七夜の快樂を味ひ、此域の眞味之を他に説くべきや否や、躊躇自ら決せざりき、時に帝釋の勸告に遭遇し

て、遂に決然として自覺の金剛座を起ちて、覺他の地を踏み玉へるもの、是實に三界の大導師たる大聖佛陀なり、轉法輪の佛陀なり、此佛陀に悲智圓滿の相好を具し、襟度寛宏の抱容を示し玉ふを見るも亦宜なりといふべし、是を以て一見忽ち我見を棄て、我相を去りて、偏へに恭敬の誠を抽んずるは敢て奇といふべきにあらず、彼帝梨跋梨の二商人然り、優婆迦外道然り、前に釋尊を以て共に談ずるに足らずといひて棄て去れる五比丘然り、鹿野苑に於て一たび四諦の法輪を轉せられしより以來四十五年、一代の説法悉く是慈悲の發現にして、此慈悲の法雨に浴せるもの、常に歡喜奉行の澤を被らざるなし、予は徒に讚嘆するの勞を省きて、感化力の偉大なるを實例四五に就きて示さんかな。

一、富家耶舍が一度佛陀の説法に遇ふや、忽ち出家の本意を達し、其父、母、妻、朋友等の相繼て歸佛せるが如き、三迦葉が一夜の説法にて悉く其弟子と共に歸佛し、頻婆婁羅王が舊約を追ひて一會忽ち其感化を受けて竹園精舎を布施せるが如き、又彼舍利弗目連が相率ゐて、數百の弟子と共に一見忽ち平安を得たるが如き、一説忽ち驕馬の如き玉耶女を貞淑ならしめし如きは人皆之を知る所にして、其或は一見せるのみにて、或は一度の説法にて歸依以て一生を淨行に捧げたるを見れば、其宏量の慈悲は轉た欽仰の念に堪へざらしむるものあるなり。

二、給孤獨長者及び毘舍伽女は舍衛城に於ける大檀越にして佛及び五百の弟子常にこゝに供養を受く、一日波斯匿王長者の家に供養を設けたるを見て、羨望に堪へず、美食を設けて召請せしも衆比丘遂に一人として、其供養を享くるなし、王爲に佛説をききて、釋女を娶れり、佛陀の感化力の偉大なる、彼大王をして供養の爲めの故に、惆悵煩悶せしめし所幾何ぞ、王後日其妃を怒りて之を遣けんとなす、佛の一説に遇ひて忽ち寵幸故の如く、後又故あり太子毘盧釋迦の位を斥けて之を奴遇す、亦佛の一説に遇ひて、之を舊位に復せしむ、佛の一語は遂に王の指針なりしなり。

三、不平の爲の故に、提婆の下に師事せる五百の弟子に對して、佛陀愛感の情に堪へず、舍利弗目連に命じ玉はく、今や彼等の機も熟しつらむ、往て正法を説けと、二人命を奉じて彼に往く、果して五百人悉く復佛陀の宏懷に歸れり。

四、七日食はずして強て父母の許可を受けて、出家の本意を遂げたるもの、帝沙あり、賴陀和羅あり、須提那あり、猶此他にも多からん、何ぞ夫れ熱心なる、此熱心は以て佛陀の攝取の力の偉大なるを反映せしむるものありて存するなり。

五、佛陀遊化し玉へる後、群生祇園精舎の門前に集り來れども、恭敬を表すべき標的なきを以て、頗る遺憾と爲す、阿難爲に佛陀の許可を得て、菩提樹を植へ、以て衆の心を満足せしむ、佛陀の感化力の偉大なる、其入涅槃以前に於て既に

斯の如きものありしなり。

六、吾人は佛陀を以て平等主義によりて、一切衆生を攝取せりといふ、實にや其教團を見るに、迦葉、舍利弗、目連、等の婆羅門種あり、阿難、羅睺羅、阿那律等の刹帝利種あり、耶舍及其朋友等の毘舍種あり、優婆離の如き首陀種あり、四種悉く之を包有して、而も同一釋氏の名の下に、平等の利益を被りつゝあり、印度の如き階級的國民にありては、是實に重大なる事件なりと爲す、是等男子の外に波闍波提を首領とせる五百の尼僧の交れるも、亦女子を以て社會の附屬物視せる當時にありては、注目すべき事となす、又他面より之を見れば七歳の兒童あり、古稀の考翁あり、大學者あると同時に、優陀夷の如き狂愚あり、富豪ある傍に、鴛鴦摩羅の如き勅賊あり、若し又佛陀の血屬より之を見れば母あり、妃あり、弟あり、子あり、親戚あり、一切の社會皆其教團中に包容せられ、悉く皆佛陀の一子の如く、同一平等の慈悲に浴しつゝあるを見る、何ぞ夫れ春風駘蕩、百花爛熳、蜂蝶各其處に満足するが如き觀あるや。

經の佛陀や夫れ斯の如し、誰か之に對して偏へに寛宏の襟度に接觸して、油然たる慈愛に融合せざるものやある、之を要するに經の佛陀は無我なり、此無我の前には一切道俗無我ならざらんと欲するも又得ざるものあるなり。

然れども眼瞇一轉以て律の佛陀に對せんか、峻嚴なり、猛烈なり、毫も假借する所なく、其發現の様式著しく經の佛陀と異なるを見る、何ぞや、今其一例を擧げん、佛王舍城に在りし時、比丘あり、達尼迦と名く、是陶家の子なり、乙羅山に於て草庵を作りて住す、鉢を持して城に入りて乞食せる後に、樵人其庵を壊り材木を持し去る、食後還りて復更に之を治め、是の如きもの三たびに至る、心轉た恨みを懷く所あり、便ち是念を作すらく、我身幸に能く和泥を善くす、何すれど瓦屋を完成して以て斯患を免る、事を作さざらん、即ち之を作る、巧妙神の如く、赤色嚴好なり、佛陀嘗て闍嶺山にありて、遙に其屋を見玉ふに、種々の刻畫赤色嚴好なり、阿難に問ひ玉はく、彼は何の屋ぞ、阿難佛に白さく、是達尼迦が手つから作る所、佛告げ玉はく、達尼迦の所作法に非ず。如何ぞ出家此惡業を爲し、物命を殘害して、哀愍なき、我先に種々慈忍の法を説く、如何ぞ比丘此慈心なきと、世尊是の如く種々に呵し已りて、諸比丘に告げ玉ふ、汝等彼に往て之を破れ、比丘等教を受けて即ち屋所に往く、時に達尼迦屋内より出て、諸比丘に問ふ、我相犯さず、何すれど群黨我屋を破らんと欲する、諸比丘言ふ、世尊の勅を奉ず、我等の心に非ず、達尼迦曰く、法王の壞る所、我復何をか言はん、諸比丘即ち共に之を破り、達尼迦を將りて佛所に至り、事を以て佛に白す、

佛是事を以て比丘僧を集め、達尼迦に問ふ、汝實に作せりや否や、答て曰く、實に作せり世尊、佛種々に上の如く呵責し已りて諸比丘に告ぐ、今より若し比丘燒て瓦屋を作らば、偷蘭遮、自ら工巧を現はさば突吉羅、  
 是はこれ律史中に於て、樞要の位置を占むる不攝用戒を結ばれし因縁にして、此結戒の形式はやがて是一般の結戒に通ずるものなり、抑も戒律の起原を尋るに、佛陀成道後十餘年の間は、は無爲にして化せる黄金時代なり、幾百の聖弟子中途に佛陀の教法に肯反せる非行を敢てするものなかりしも、比丘の數益々多くして、其末或は非法の行爲に出づるものなきにあらざり、不邪淫戒は實に結戒の始にして、之に次げるものを此不殺生戒を爲す、其餘は百戒、二百戒、非法の徒益々多くして、結戒の繁多亦之に應ず、今到底之を攻撃するを得ずと雖、結戒の様式は常に同一轍に出づるを見る、上に出せる一例は即ち其標本なり、上の標本に就きて一見直ちに吾人の肺肝を貫くは、佛陀の峻嚴なるにあらん、彼春風の如き經の佛陀が、如何にして斯くまでに秋霜の如き性格を現せられしや、吾人をして殆んど同一人格に非るやを疑はしむるものなくんばならず、而して律史中特に着目すべきは、  
 (一) 非法の比丘が、佛陀に對して、些の詐りを構へずして、明々白地に白自せる一事是なり、云云の比丘、云々の非法を爲す、事佛陀に聞ず、佛陀爲に衆比丘を集めて衆中に於て其

實に然るや否やを問ふ、該比丘答へて曰く實に然り世尊と、世尊呵責して言く汝愚癡の人(中略)、今より比丘云云すべしと、斯くて結戒せらるゝを見る、あはれ當時の薄志弱行の比丘よ、薄志弱行なりと雖世尊に對して遂に此些の詐りを構へず、明々白地に自己の薄志弱行を白自す、何ぞ其心事の皎々たりしぞ、其質樸疎野の風寧ろ愛すべきものあるを見る。

(二) 一たび結戒に遇ふや、如何なる場合に遭ふも、遂に之を嚴守せる一事是なり、當時の比丘亦常人なり、世尊の下に向上の一路を辿り、苦戰健闘すと雖、時に性欲の制御しがたきものなくんばならず、一たび之が奴隸となりて、世尊の結戒に遇ふや、爾後同一性欲の甚しきものあるに際し、よし別途の發現に出づるも、世尊結戒せられたればとて、如何なる境遇に接するも、彼遂に同一事を再びせず、是實に著しき事實と爲す、あはれ當年の肉團の比丘よ、世尊の下にありて若く制御し難き性欲を奮闘しつゝ、幾度か之が奴隸となるも、猶遂に淨行を棄てずして、一生を徒闘苦戰に捧げたる意氣一に何ぞ勇壯なる、吾人は律史を編きて、其失敗の跡を笑ふの指格を有せず、又勇氣を有せず、轉た其勇猛精進に感奮せずんばあらざるなり。

律史通篇は是實に諸比丘の健闘史なり、此中途に何等の舞文を見ずして、直筆縱橫毫も憚るなく、其實況を披瀝せるは、千載の下吾人をして襟を正さしむるものあり、此直筆以て實

狀を披瀝し盡す、若し比丘等にして世尊を詐り、又同一事を再びするが如き事あらば、亦毫も粉飾なく描寫されしや疑なし、然れども遂に此事なきを見れば、彼等薄志弱行の肉團の比丘も、世尊の前には一言の口實を構へず、又同一事を再びせざりしや論なし、世尊の威嚴何すれど斯の如く偉大なる、此秋霜烈日の前には萬木皆凋落するの概あり、吾人は律史に於て實に世尊の威嚴を欽慕せざるを得ざるあり。

下

經の佛陀や、春風の花を開かしむが如く、律の佛陀や秋霜の葉を落さしむるに似たり、此正反對の發現は吾人をして殆んど同人格に出でたるやを疑はしむるものありと雖、然れども深く之を究るに、共に是佛陀の大慈悲の兩方面に發露せるを知るに難からず、佛陀の廣懷はいはずもがな、されど佛陀の廣懷は比丘の非法を看過する迄に、若かく無慈悲の廣懷ならざるなり、佛陀は無我なり、然れども其無我は比丘の不隨順道を遂行せしむる迄て、若かく漠然たる無我に非るなり、然り、一方に一切衆生を吸收長養せる慈悲無我は、やがて他方に非法比丘を鞭撻策勵せる峻嚴猛烈なりしなり、彼は攝取なり、包容なり、善に對するなり、此は抑止なり、折伏なり、惡に對するなり、若し是等の非法不道にして佛陀自己に對するものなりとせんが、佛陀は己に五比丘に哀愍を垂れ玉へり、提婆に従へる五百の弟子を再び歸入せしめたり、俱

不戴天とも稱すべき提婆をすら、其最後の懺悔に微笑寛容し玉ひしに非ずや、然れども結戒は遂に佛陀自身に關係を有するものにあらずして、皆是比丘自身の向上の一路上に横はれる障礙なり、佛陀如何之を看過して其比丘をして、徒らに墮獄の罪悲に沈淪せしむべき、是れ經に於ける春風春雨の佛陀の廣懷慈悲が、律に於て彼が如き秋霜烈日の性格を現して、之を折伏抑止し玉へる所以にして、要するに經律の正反對の佛陀は、善惡兩性に對する大慈悲の兩様の發現に外ならざるなり。

(完)



## 不良少年の感化 事業と論ず (上)

小川 滋次郎

文明の進歩は社會生存の競争を餘義なくす、進歩愈々速なれば競争益々盛と爲り、社會各般の整秩組織を激變せしむるの結果として、愈々益々劣敗沈淪の徒の増進を致し、遂に犯罪其他種種なる背社會的行爲の顯象を頻繁なるに至らしむる

は自然の理なり、文明各國に於て國運の發達と共に比年一般の犯罪者殊に幼年犯罪者又は犯罪の傾向ある無類不良の少年の累加を見る所以にして、普國の如きは最近十年の間に於て幼年犯罪者の増加を見ること實に百分の五十に該當する割合なりと云ふ、蓋し普國が最近三四十年の間に於て異常なる長足の進歩を以て國運の發達を致したる自然の反響として之を視るを得べく、國運の發達は欽ふべしと雖も之に伴ふ遺憾國弊の助長を見るに迫りては何人も寒心に耐へざるの情を禁ずる能はざるべしと信ず、普國にして既に然りとせば文運進歩の最も迅速急激なりと稱せらるる我國の如きも、彼れ普國と同一の運命否其變動の進歩より速なりし丈け一層著しき犯罪殊に幼年犯罪者増加の反動的顯象を見るべきは明かにして、正確なる計數の證明を要するまでもなく日日耳聞目觀する所に據りて何人も容易に之を知了するを得べし、而して一般犯罪増加の一國及び一箇人に取りて憂患の大なるものなること勿論なりと雖も、就中國家の前途不良少年又は幼年犯罪者の増加ほど最も恐るべき大患なるはなし、何となれば彼れ素と生れながらにして醜陋汚濁の境遇に入と成り、嘗て倫理的觀念の陶冶を受けたることなき所の者、其犯罪の多くは比較的概して殘忍險惡なるを常とし(殺傷、放火、姦淫等)且つ多くの者は終世悔改の見込なき所謂慣習的又は職業的犯罪者に變質するの傾向を有し、半生は則ち監獄に入りて衣食を國費に

煩はし、半生は則ち社會に出て、剽掠以て其肉慾を恣にする(監獄に於ける所謂悔改の見込なし)と稱する慣習的累犯者なる者を見よ其多數は則ち幼年時期に於て既に犯罪生活に陥りたる者なるを知るへし)管に其間接直接に社會の福祉安寧を茶毒することの永久にして且つ甚大なるのみならず、彼の西哲の「一人の惡童は純良なる幾百の幼者を醜化す」と警戒せしか如く、其罪惡傳播力の激烈なること實に驚くべきものなるを以てなり、格言に曰く「健全にして純良なる少年を有する國家の未來には富榮あり」と、實に少年は將來に於ける國家組織の要素なり、一人の不良少年なるも尙ほ國の大なる損害なり、況や幾萬の不良少年を有するに於てをや、若し夫れ機に臨み適當に之を收容矯治することなくして其流毒の放流する所に任せんか、現在は兎も角將來に於て國か負ふべき所の有形無形の損失及び悔恨の大なること果して幾何をや、有識先覺者の一日も看過する能はざる所にして、豈に管に刑事政畧上の問題のみなりと謂はんや。

輓近歐米各國到る處に一般幼年者の保護殊に不良少年の感化問題の勃興を致して、孜孜として之か施設の完備を講究しつゝある所以にして、殊に普國の如きは社會凡ての階級を通し最も熱心に此問題に傾注し苦心慘憺頻に之か實行の方法を經營しつゝあるの實況なり、歐米各國に就て余か此事業に關する視察上の所感を概括して之を言へば事業の成功は獨り英

國に於て之を見るべく、獨逸の如きは其實尙ほ未だ研究時代に在るを免れすと斷言するに憚らず、然れども彼か他國に於ける多年の實驗上に參酌して取捨應用の宜きを得るの結果は必ず成績の卓然として最も著しきものあるべきを信ず、實質は兎も角少くも外形組織の飽くまで圓滿具足するものあるを見るは米國にして、佛國に在りては動もすれば輒ち漫に理想に奔り親厚堅實の美風に缺くるの傾あるを免れず、和蘭、瑞西、白耳義の如きも其獄制改良の出色なる丈け隨て感化事業の設備も亦能く整頓し、成功し見るべきものあること蓋し英國と相並稱するを得へし、殊に和蘭及び白耳義に於ては政府か此事業に向ひて干渉經營する所あること最も厚く、當局者亦概して其人を得るもの多きか如き余をして最も欽羨の情に耐へざらしめざる所なりき、各國中比較的最も此事業に冷淡にして隨て其施設の極めて不完全なるを免れざるは、伊國なり、伊國の前途實に寒心に耐へざるものありと謂ふへし、之を要するに各國犯罪の増減は必ず其國感化事業の整否と其照應し、犯罪多き所果然感化制度の設備を缺き、感化事業の完整を告ぐる所隨て亦犯罪割合の著しく少數なる事實の争ふべからざるものあるを知るに難からず、是れ決して余一箇の私見のみに非ざるなり。

獨逸(殊に普國)に於ける感化事業設備の實況は、今尙ほ英國其他二三の文明國に比し劣等幼稚の域に在るを免れざるこ

と自他の等しく共に認むる所なりと雖も、而も此事業の嫩芽は遠く既に十六世紀の往時に發生し、一般救貧事業と共に少年感化事業も亦漸次各地方に普及發達するを見るに至り、殊に十八世紀の末より十九世紀の始に涉りては彼の有名なる「フアルク」、「ウキッヘルン」等の大家輩出して頻に之か經營に熱心盡力する所あり、其創設に係る「ルートテルホッフ」、「ウウヘンハウス」と稱する感化院の如きは、名聲一時世間に喧傳せられ各國皆斯業の模範を此に仰くまでの隆運に達したることをさへなきに非ず、其後不幸にして兵戰相繼ぎ國力疲弊の悲運に際會したるを以て、折角發達したる感化事業の如きも暫く中絶の止む能はざるに至り、終に識者をして醒覺の晩かりしを悔恨せしむる今日の事況あるを見るに迫り、普國に在りては千八百四十八年始めて稍や完全なる單行感化法を制定し、(勿論直ちに之を實行し)更に千九百年に至りて之に訂正を加へ、大に其組織の改善を計りたると共に著しく收容兒童の範圍を擴張せり(本法は本年一月より之を實施すへき等なり、最近の調査に依れば(勿論改正感化法施行以前に係る)普國に於ける公私感化院の總數は百八十三箇所にして、收容少年者の總數一萬餘人此他尙ほ感化教育の下に相當家族に交付中の者、平均凡そ二千五百人内外あり、而して國庫か其五箇所の國立感化院、十五箇所の公立感化院(協立又は市立)、百六十二箇所の私立感化院、其他各地到る處に散在する家族

交付中の感化生等即ち總ての感化事業に對し、直營又は補助の爲めに年々支出する所の經費は平均凡そ二百萬馬克内外なりと云ふ、此内國立感化院收容者平均人員六百十人に對する直營經費凡そ二十五萬馬克なり)思ふに國庫、地方團體、有志慈善家等即ち普國全體か年々感化事業の爲めに費す所の總額は凡そ五百萬馬克以上と見て大差なかるべきか、收容感化兒童一萬一千五百人を以て之を普國在監囚總數五萬七千人に對するときは實に其二割以上に該當するを見るべし、白耳義に於ける四割の比例(在監囚四千七百人、感化生千八百四十人)に對するときは其及ばざること尙ほ遠しと雖も、而かも割合に不完全なりと稱せらるる普國にして且つ斯の如し、平均五六萬の多數在監人を有する我國に在りて未だ一人の不良少年をだに完全に之を收容するに足る設備なしと謂ふに至りては、自ら顧みて實に文明強國の一大羞辱なりとの嘆を起さずんばあらざるなり。

余は尙ほ此に普國柏林市に於ける感化制度關係事業の一斑を概述せんに、柏林市が其公費を以て收容する所の孤兒、棄兒、不良又は犯罪少年の總數は平均常に四千九百人内外の多きに達し、特に三箇所の市立感化院を以て之を不良又は犯罪少年の收容に充つ(此他私立に係る孤兒院、感化院等の如きもの凡そ三十二箇所あり收容兒童の總數概略二千二百人内外を以て數ふべしと云ふ)少年保護に關する市費の豫算年額は

九十五萬八千五百馬克餘にして、之を以て市費豫算總額七千二百九十三萬五千馬克に對するときは、凡そ一分一六二割に該當し、尙ほ之を市の人口に割當つるときは一人平均四十五邊尼餘の負擔たるべしと謂ふ、其他「ケルン」、「チッセルドルフ」、「アッヘン」、「ハンノーブル」、「マイイツ」、「フランクフルト」等苟も普國の都會を以て稱せらるるの地には到る處少くも一箇以上の少年保護院(特に感化院)の公設せるものあるを見ざるはなく、公共團體が之に向ひて年々支出する所亦少額ならざるべきを信ず、余は我東京、京都、大阪、神戸、名古屋等の盛都に於ける市政當局の有司に對し、特に斯業に關する外國都府の事況を精査せらるる所あらんことを切望に堪へざるなり。

英國に於ける感化事業の組織及び實況に就ては更に他日を期して之を詳述する所あるべきを以て、此には唯其一斑を畧記するに止むべし、均しく感化事業なりと雖も、英國に在りては全然二の相異なりたる施設を以て之を實行す、即ち一を工業院(インダストリアルスクール)と稱し、十四歳以下にして放縱無頼或は乞丐を爲し、或は浮浪に陥りたる不良少年及び十二歳以下にして始めて禁錮其他の微刑に處せらるべき犯罪行為ありたる悪少年を收容する所に充つ、(英國に於ける刑法上の「他の一を矯正院(レホルマトリースクール)と號し、十六歳以下の總ての犯罪行為ありたる悪少年を收容する所とす、(本

院は素と少くも十日以上の禁錮刑に處せられたる十六歳以下の幼年者に對し、監獄處刑後の附加類似の處分を行ふか爲めに設けたるものなりしか、千八百八十七年「リパブール」に於ける感化院長の會議に於て矯正院收容を以て一種獨立の處分として、裁判官は當該犯罪者に對し處刑を待たす直ちに本院收容の言渡を爲すことを得せしむべしとの提案を可決し、其後輿論も亦一般に之を是認するに至りたるを以て終に二三年前より從來の法律を改正し、今日に於ては裁判官は矯正院に對し直接幼年犯罪者を送付し得るに至れり)兩院共に其基礎とする所は純然たる私設にして國家は唯之に認可を與へ、且つ繼續的相當の監督を加ふる所あるに過ぎず、尤も感化院(兩院を併稱したるものにして以下皆之に倣ふ)は國より維持費の補助(感化生一人に付き毎週三シリング六ペンス)乃至六シリング(割)を受く又收容感化生の兩親に對し其養育料として一週一人に付き五シリング以下の大額を追徴することを得、最返の調査に依れば英國に於ける大小各種の感化院にして、其聯合幼年感化保護協會(本會は「ブリエール」殿下即ち今の英皇陛下を總裁に仰き「エドワード」侯爵之會長たり千八百五十六年の創立に係り書記長「マサウソン」氏其事務を管理す)に屬する所のもの英國本土のみにて(愛蘭を除く)總計凡そ二百七十四箇所あり、此内認可矯正院四十三、收容感化生員四千六百二人、認可工業院百三十七、普通工業院百五十四、兩院收容兒童數合せて二萬六千十一人此合計即ち三萬六百十一人に

して、内男兒二萬四千四百七十五人、女兒六千三百三十八人とす、其多數なること實に驚くべし（最近英國在監囚徒の現數は總計僅に一萬六千四百八十九人に過ぎず、犯罪候補者たる不良少年の收容矯治に付せらるる所の者却て其倍數に達するの實況なり）と雖も、而も遡りて十數年來の統計を調査するときは千八百七十七年以後漸次遞減を見るの傾向あり、經費の如きも亦今より十年以前に在りては毎年凡そ六十五萬磅内外の巨額を支出したるも近數年の調査に依れば平均凡そ五十萬磅の額に止まる殆ど我全國監獄費年額に匹敵す、其整備を見るの偶然に非ざるを知るべきなり、而して此五十五萬磅の年額中矯正院の經費に屬する十五萬磅、工業院の維持に要する分四十萬磅とす之に對する國庫補助の年額は矯正院に對する分六萬五千九百二十七磅、工業院に對する分十二萬七千八百二十二磅合計凡そ二十萬磅なり、事業費合計五十五萬磅の内國庫補助額二十萬磅を控除したる三十五萬磅の殘額は、地方團體、教育自治體、有志慈善家、扶養義務者等に於て之を負擔するものとす、扶養義務者より追徴し得る所の金額は實際僅に經費總額に對する凡そ五分の割合に過ぎずと云ふ、  
（扶養義務者は收容兒童一人に付き一週五シリングを負擔するの規  
 定なれども實際に於ては平均僅に一シリングを支出するに過ぎず）  
 嗣て又感化生出院後の成績を調査するに其再犯に陥る者の割合は、矯正院に在りて男百分の一、女百分ノ〇四、工業院に在りて男百分の五、女百分の一に該當す、余が昨年有名な

る「レットドル」矯正院に就て親しく調査したる所に依れば、出院者再犯に陥るの割合は僅に百分の〇、六に過ぎず概して其成績の頗る良好なるものあるを確認するに躊躇せざるなり。

犯罪を嫩芽に芟除せんと欲するは實に感化事業の最終目的とする所なり、故に能く此事業の普及するを見るに至れば社會一般犯罪の減少を見るべきは必然にして此に至りて始めて感化事業の成功と稱するを得べし、英國監獄統計の示す所に據れば一面文運進歩人口増加（即ち増加の近因たる）の年を逐ふて益々著しきものあるにも拘らず、一面在監囚徒の員數と共に驚くべき速力を以て退却しつつあるの事實を表示せり、  
 「アシロット」所著の英國監獄事業の一節に曰く、英國千八百九十一年の犯罪統計を以て之を千八百七十一年に比較するとき、禁錮囚に於て百分の三十二、懲役囚に於て百分の五十四の減少あるを見る、而も其人口は二千二百萬より二千九百萬に増殖するに至りたるなり云云、余の調査したる所を以て之を觀るも、千八百八十三年に懲役一萬六千九百人、禁錮一萬七千四百九十九人合計二萬七千三百八十八人の在監囚徒ありしもの爾來漸次遞減の傾向を示し、越えて十年後の千八百九十三年に至りては懲役九千六百四十人、禁錮一萬四千五百五十九人合計二萬四千二百九十九人に減少し終に懲役二千七百一十三人、禁錮一萬三千七百六十六人合計一萬六千四百八十九

### 歐米勞働者保護法の大勢

（勞働者保護法の七）

池山 榮吉

●吾人は前數回に亘つて、勞働者保護法の題下に、甲、萬國勞働者保護會議、乙、幼少年勞働者の保護、丙、女子勞働者の保護、丁、日曜祭日の勞働、戊、勞働時間の制限、己、勞賃の支拂、庚、勞働規程の諸項に關し、歐米諸國に於ける現制の要領を説明した。本號に於ては尙、辛、工場設備、壬、工場の監督に就て簡單に御話して、進んで、是迄述べ來つた所を概括して、現下歐米諸國に於ける、勞働者保護に關する立法の狀況及び大勢を觀察しやうと思ふ。但し紙面の都合に依り、工場の設備及び工場の監督の方は後廻しにして、末尾に附することとした。

●歐米勞働者保護者の現勢を觀察するには、夫の千八百九十年伯林に開きたる萬國勞働者保護會議の議定を以て起發點とするのが最も便宜の様に思はれる。といふものは、抑もこの萬國勞働者保護會議の議定なるものは、嘗ても御話した如く、十五ヶ國の政府の代表者から、達し得らるべき共同の希望として決定されたものなので、當然拘束の力を有するものではないが、吾人は之に依て當時關係者の希望の平準を窺ひ知る

人（千八百九十九年調査）の現數にまで退却するに至れり、而して其幼年犯罪者として監獄に拘禁せらるる者の統計に至りては一層驚くべき減少の事實あるを見ること左表の如し。

年 紀	幼年犯罪者員數
一八五六	一三、九八一
一八六六	九、三五六
一八七六	七、一三八
一八八六	四、九二四
一八九六	一、四九八

英國に於ける犯罪遞減の原因に付ては種々の關係もあるべく、又區々の見解もあるべしと雖も、「モリソン」の如きは近年裁判官が寛大の方針を取るに至りたる結果なりと曰へり、少くも其重なる原因の一として、所謂刑事政署上の第一着手段たる不良少年感化制度の設備其宜きを得たるが爲めなりと謂ふに至りては何人も敢て異議なき所なりと信ず、余が前段に感化事業の成功は英國に於て之を見ると言へりしことの偶然に非ざるを知るべし、是を以て之を觀るも犯罪の増加は必ずしも文運の進歩に伴ふ自然の結果なりとも認め難く、假令自然免るべからざるの結果なりと雖も、人力以て能く之を牽制抑壓し却て進みて之を逆行退歩せしむるの望あるべきを立し得べきなり。

（未完）

便があるからである。加之該議定たるや、爾來各國の立法の上、直接間接に多少の影響を及ぼしたるもの、即單に一篇の空文視すべきものでないからである。(第九十三號參看)

●幼年者の就業年齢に關しては、萬國労働者保護會議は、十二歳未満の者は工業的労働に従事せしむるを禁止、且つ其の幼年者の既に十分なる初等教育を受けたることを以て就業許可の條件とすべき旨を議定した。が、南方諸國の代表者の異議ありたる結果、是等諸國に在ては、就業年齢を十歳迄繰下げることを認むるの止むを得ざるに至つた。夫にも拘はらず、伊太利の如きは、今日も尙ほ九歳を以て最少就業年齢として居る、匈牙利及び丁抹は十歳を以て、英吉利の如きも、猶未だ十一歳を以て就業年齢として居る、十二歳を以て就業年齢とせるは、埃太利、露西亞、和蘭陀、瑞典の諸國で、白耳義では、男子に在ては十二歳、女子に在ては十四歳を以て最少年齢とし、獨逸は十三歳、佛蘭西も原則として十三歳を就業年齢としてあるが、十二歳以上で、小學卒業證及び醫師の作成せる体力證明書を有する者は、就業して差支ないことになつて居る、北米合衆國に在ては、八歳乃至十三歳の間に於て各邦區々に規定してある。而して那威及び瑞西に於ては、十四歳を以て就業年齢としてある。斯の如く國々で非常な規定を異にして居るが、數十年來の沿革に徴するに、就業年齢が段々と一般に昂まり行くは争ふべからざる事業で、現に

就業年齢を低く定めてある諸國でも、幼年者の教育又は身体の發達に就て、特別の規定を設け多少の注意を拂つて居るものが尠くない。(第九十四、五號參看)

●萬國労働者保護會議は、又十四歳以上十六歳未満の労働者を夜間及び日曜に労働せしむるを不可とし、彼等の労働時間は十時間を以て最高限とし、其間一時間半の休憩を與ふるを可とし、且つ該議定は之を十六歳以上十八歳未満の労働者にも適用するを得べき旨を決定した。で、今日この趣旨に全然適合する規定をして居るところは、英吉利、瑞典、那威及び丁抹で、是等諸國では、十八歳未満の者の労働時間は十時間を以て最高限としてある。獨逸及び佛蘭西は、十一歳未満の者の労働時間は矢張之を十時間としてあるが、十六歳以上十八歳未満の者の労働時間に就ては、獨逸に於ては何等の規定なく、佛蘭西では十一時間を限度としてある。而して埃太利、匈牙利、瑞西では十四歳以上十六歳未満の者、和蘭陀は十二歳以上十六歳未満の者の労働時間を十一時とし、白耳義では十六歳未満の男子併びに廿一歳未満の女子労働者の労働時間は一時間半の休憩を合せて十二時間を超ゆるを得ずといふことになつて居る。(第九十四、五號參看)

●女子労働者の保護に關する萬國労働者保護會議の議定は、女子労働者の待遇は大体十四歳以上の少年労働者のと同等に、たゞ少年労働者よりも一時間多く労働せしむること、即

十一時間を以て労働時間の限度とするを可とする意味であつたが、此點に於ては、多數の立法が比較的善く一致して居る。即、獨逸、佛蘭西、埃太利、露西亞等では、孰れも労働時間の限度を十一時間と定めてある。而して英吉利では十時間、北米合衆國では大抵八時間乃至十時間が最高限となつて居る、併し白耳義、匈牙利、伊太利等には此點に就て何等の規定もない。それから、分曉後四週間は婦人の労働を禁ずるを可とすといふことも、亦萬國労働者保護會議で議定した所で、英吉利、獨逸、埃太利、白耳義、和蘭陀等に於て其の通り規定されて居る。殊に、瑞西の如きは尙ほ一步進んで分曉後六週間分曉前二週間、都合八週間婦人の労働を禁じて居る。又、女子労働者(幼年労働者も)をして特に不健康若くは危険なる労働に従事せしめず、殊に鑛業に於ける地下の労働は一切婦人をして當らしめざるを可とすとは、是亦多數立法の認むる所で、就中和蘭陀の如きは、地上と地下とを問はず、一切婦人を鑛業に於ける労働に使役するを禁じて居る。(第九十六號參看)

●日曜安息に關する議題は、萬國労働者保護會議に於てなかく八益しい問題だつたので、佛蘭西、伊太利、白耳義、和蘭陀の代表者の如きは大反對で、或は到底自國に於て該問題を法律上にて規律するは事情の許さざる所であると辯じ、或は之を法律上にて規定するは、取も直さず成年労働者の自由

を羈束するに外ならずと主張した。が、兎に角日曜には成るべく労働者を安息せしむるを可とすといふ様な議定が、成立つて、爾來、或は法律の上に、或は事實の上に於て、追々と歩一步此の議定が實現される形勢に立至つた。即、獨逸の如きは千八百九十一年に單に工場に就てのみならず一般の營業に亘つて廣く日曜安息、若くは日曜労働の制限を規定し、埃太利の如きも千八百九十五年從來よりも一層日曜労働に關する規定を嚴にした。而して白耳義では、法律上労働を休むべき日を日曜と限らず、單に一週の内一日と定めてあるが、實際は可成日曜を以て休とする方針に進みつゝある。露西亞でも日曜の労働は原則上禁じてあるが、企業者は労働者の承諾を得さへすれば、業日を一日休ませる代りに、日曜に働かせても差支ないことになつて居る、北米合衆國の諸邦では、一二を除くの外、皆原則として日曜の労働を禁じて居る、之に反して、佛蘭西、伊太利、等の諸國には、幼年労働者若くは女子労働者に關する規定を除いては、日曜労働に關する規定がない、英吉利にも別段法律上の規定はないが、慣習上普く日曜労働禁止の原則が履行されて居ることは公然の事實である。(第九十七號參看)

●労働時間の制限に就て、萬國労働者保護會議の議題に上つたのは、單に鑛業に關して、特に健康上の危害ある労働には、労働時間を限定するの要あるかといふとに止まつたのである

が、それさへ英吉利、白耳義の委員から、契約自由を束縛するの理由を以て大反對を受け、結局、職業上の技術の十分に雇がざる限り、換言すれば、健康に關する危害の十分に取除かれざる限りは限定するを可とすといふ様な一向煮へ切らさない決議が成立つて了つた。現今法律上労働時間（成年労働者の）を規定して居る諸國の内、埃太利、十一時間、佛蘭西では十二時間、露西亞では十二時間、半若くは十時間を以て定限としある。北米合衆國では、或は八時間、或は九時間、或は十時間と限定するなど、邦々て規定を異にして居るが、八時間としたところが最も多い、瑞西では交通業に於ては十二時、爾餘の労働に就ては十一時間を定限としてある。而して英吉利、及び獨逸に在ては幼少年及び女子労働者に關する規定を除き、別段法律上の規定を設けず、當事者の自由契約に一任してある。尤も獨逸には、聯邦會議は、慣行上過度の労働時間を有する業務に關し、其労働時間を限定し得る旨の規定はあるが、今日迄に該規定の適用されたのは、僅に二三種類の業務に止まつて居る。（第九十七號參看）

●労働の支拂に關するは、萬國労働者保護會議の議題に上らなかつたが、此點に就ては多數の立法が妙に一致して居る。即、獨、英、埃、露、白、等の諸國では、皆労働の支拂は通貨を以てすべきものと規定し、若し企業者が代物を以て辨済したるときは、労働者より重ねて労働の請求に遇ふも、既に

代物を以て辨済したりとの理由を以て、其の請求を拒むとを得ざることゝなつて居る。其他労働者の需用品を一定の賣捌所にて購買すべき旨の労働者と企業者との契約の無効なること、労働者を酒店、料理店等にて支拂ふべからざる等、相互類似の規定が少くない。（第九十八號參看）

●獨逸、埃太利、白耳義、瑞西等では、法律を以て労働規程の設定を命じて居る。労働規程中に定むべき事項の内、獨逸の如きは解約豫告期間を十四日と定めてあるが、北米合衆國では全く其の反對で、解約豫告期間なるものは、法律上に於ても、慣習上に於ても認められて居ない、されば、労働者又は企業者の孰れか一方の意思を以て何時にても勝手次第に解約し得るとなつて居る。それから、違法の解約に因る損害賠償に關しては多く當事者の約を以て定むべきとしてあるが、獨逸では其の賠償額を法律を以て限定してある。即、企業者又は労働者が違約して雇傭關係の解除を來したるときは、他の一方は、實際の損害を證明せずして解除の日より、契約上又は法律上、雇傭關係の存續すべき日に至る迄の労働を、賠償として請求する事が出来る。但し其の額は當該地方に於ける平均一週間分の労働を以て限りとする。併しこの規定は労働者の數二十人以下の工場にのみ適用されるので、夫以上の工場に在ては、豫め違約賠償契約がなければ、同一の關係を生じないゝなつて居る。而して其の賠償金額は此

の場合に於ても矢張一週間分の労働を以て最高限としてある。是亦一種の便法といふべきである。（第九十八號參看）

●労働者の生命、身体、健康及び風儀に對する危害防止に就ては、各國それ々の規定を設け、追々其の規定の詳密に赴くに從つて、企業者の責任が益々加はり行くは勢の免れざる所である。（別項「工場設備」參看）

●工場監督官の必要は、萬國労働者保護會議に於ても之を認めたる所であるが、近時各國は益々其の必要を感知し、頻りに其の数を増しつゝある。且つ英佛等の諸國では女子の監督官をも任命するに至つた。工場監督官が、單り工場の監督に於てのみならず、其の年々作成する報告等により、労働者保護に關する立法上に好影響を與ふるは最も欣ぶべき現象である。（別項「工場監督」參看）

●上來述べたる所に依つて見れば、近時歐米に於ける労働者保護法の果して何れの方向に進みつゝあるかを看取するとが出来る。試みに最近數十年來の沿革に徴して其の發達を觀察すれば殆んど各十年を一期として著しき進歩を現し來れるものといふも過言でなからず。而して現時各一の事項、例へば、労働時間、工場の設備等に關し提起されつゝある問題は暫く措き、最近の將來に横はる労働者保護法全体に通ずる一大問題は嘗て既に論じたるが如く、労働者保護法の適用を、獨り工場に限らず、廣く手工業及び所謂家内工業に迄推し及ぼす

様にすると、英、獨、佛、埃等の立法は稍々此の理想に近づきつゝあるものであるが、此の方面にかけてはまだ爲すべきとは多々あるので、寧ろ僅に其の端を啓きたるに過ぎないと思ふべきである。

●以上、吾人は現時歐米に於ける労働者の保護法の大体を説明したつた。吾人の之を説明するや、専ら重きを現制に置き、其の沿革的、理論的方面は故らに之を避けたるを以て、固より不完全なるものは免れないが、庶幾くは現時に於ける労働者保護法なるもの、内容及び範圍を畧知するを得べく、以て我が工場法案要領に對する判斷の一方の資料たるを得べしと信ずる。足らざる所は後日また補ふとして、こゝにひと先づ本題を終結する。吾人の我が工場法案に對する考は他日稿を更めて發表する機会があらふと思ふ。

▲工場の設備

●獨逸 企業者は成るべく（作業の性質の許す限り）労働者の生命、健康に對する危害を防止するに必要なる光線、空氣の流通及び作業の際發生する塵埃、蒸氣、瓦斯併びに廢屑の排除に注意しなければならぬ。又、労働者の機械と危険なる接觸其他作業場若くは作業の性質上生ずることあるべき危害殊に工場の火災より生ずべき危害を防止するに必要なる備を設けなければならぬ。尙ほ作業の危害なく行はるゝに必要なる作業の規程、労働者の舉止に關する規則を定め置くなければならぬ。

▲右は労働者の生命、健康に對する危害防止に就ての規定であるが、労働者の風

儀に就ても亦同様の規定がある。即、企業者は作業中労働者の善良の風儀を維持するに必要なる制度を定め、労働者の採るべき態度に就て規則を設けなければならぬ。殊に、可成作業の性質の許す限りは労働の際男女を區別する様にし、又、労働の始終に際し、労働者が衣服を着換へる必要ある作業場では、男女別々に着換所、洗面所を設けて置かなければならぬ。又、便所も労働者の数に比して十分であり、且つ衛生上の要求に適合する様に設備し、風儀を害することなくして出入し得る様にして置かなければならぬ。

▲聯邦會議は其の議定を以て、特に或種の業務(例へば白燐燧木製造業、葉巻煙草製造業)に關し、以上の規定を實行するに就て、如何なる條件を具備せしむべきかを定めることが出来る。又、慣行上過度の労働時間を有する業務(例へば麵粉、菓子製造業)に關し、其の労働時間の繼續、開終、及び休憩を定めることが出来る。而して此等の聯邦會議に於て定めたる規定は帝國官報を以て公にし、次期の帝國議會に報告することとなつて居る。

▲警察廳は其の處分を以て、前述の規定を實行するに必要にして、且つ實際に行ひ得べき方法を定め、その執行を命ずることが出来る。殊に労働者に作業場以外に於て、食事するに適當なる場所(各季に於ては暖室の準備ある)を給すべきことを命ずることが出来る。

▲聯邦會議又は警察廳の命令、處分を遵守せざる企業者は百五十圓以下の罰金に處せらるゝのみならず、警察廳は、若し其の作業を繼續せしむるに於ては著しき損害又は危険を惹起する虞あるときは其の命令處分に相應する状況の完成するに至る迄作業の停止を命ずることが出来る。加之、企業者は上述の労働者の生命健康に對する危害を防止するに必要なる設備を爲すべしといふ法律の規定に依り直接に民事上及び刑事上の責任を有するので、即民法上には場合に依り損害賠償の責を負ふべく、刑法上には、場合に依り過失殺傷を以て論ぜらるゝこととなるのである。

◎英吉利 總て作業場は清潔の状態に於て之を維持し、水樋、便所等より汚物の流出するが如きことならしめ、風通を十分に爲し、瓦斯、蒸氣、塵埃、其他の有害物の排除を圖り、場内に於て餘り多人数をして労働せしめ、爲めに其の健康を害するが如き虞のない様にしなければならぬ。又、便所も不足を告げざる様に設備して、男子用と女子用とを區別し、衛生上の要求に適合する様に設備しなければならぬ。

▲工場の壁、天井、床には少くとも十四ヶ月毎に石灰乳を塗抹し、若しペンキ塗きなり居るときは、石鹼及び熱湯を以て洗滌しなければならぬ。但しペンキは少くとも七年毎に塗更へることを要する。作業場及び仕事場の掃除、消毒は衛生上の認定を以て必要の都度之を命ず得ることとなつて居る。

▲工場及び仕事場に於ては常に適宜の温度を保持する様につまめばならぬ。又工場検査吏は、作業に因り場内に瓦斯蒸氣等の發生する工場及び仕事場に生風機其他類似の装置を設くべきを請求することが出来る。濕氣の防備に關しても亦同様の規定がある。

▲工場及び仕事場に於ては各労働者の爲め、少くとも二百五十立方呎、若し通常の労働時間以上仕事するときは、少くとも四百立方呎の空間を存せしめることを要する。國務大臣は或種の業務に關して、若くは場内に於て電燈以外の燈火を使用するときは、右の比例を更に増加することが出来る(此場合には其の命令を次期の議會に提出すべく、若し兩院の孰れか之を否認するときは其の命令は効力を失ふ)而して工場には労働者の定員数を揭示して置かれなければならぬ。

▲工場に於ける一定の機械には危険の防備を施すを要し、運轉中の機械は少年、婦女をして掃除其他の扱を爲さしめるを禁じて居る。其他特種の作業に就ては又詳細なる特別の規定があるが、餘りに細くなるから略す。

▲裁判所は、工場検査官の申立に依り、當該工場若くは仕事場の全部若くは一部に於て作業を繼續せしむるときは、労働者の衛生、身体又は生命に危害ありと認めたるるときは、其の危害の起るべき状況の撤去を命ずるまで工場若くは仕事場の全部若くは一部の使用を禁ずることが出来る。危害の虞ある機械の使用に關しても亦同様の規定がある。

◎右の外、奧地利、佛蘭西等にも多少の規定はあるが、別に異つたこともないから略すこととする。

### ▲工場の監督

◎労働者保護法の果して適正に且つ公平に實行せらるゝや否やを監視するには、一種の技術的知識と社會的眼光を要する譯で、到底通常警察の能くする所でない。工場検査官の必要は、こゝに存するので、方今主なる工業國と目せらるゝ諸國に於て特に這種の吏員を或は名譽職として(英國)或は官吏として(獨逸)任命せざるもの殆んど稀なるは之が爲めである。

◎獨逸 検査官は各聯邦の中央政府が之を任命することとなつて居つて、検査官と警察廳との職務權限の關係も各邦の規定に一任してある。

▲検査官の監視すべき事項は(一)日曜祭日の労働、(二)前項に述べたる工場の設備、(三)労働規程に關する規定、(四)幼年及び女子労働者の労働、検査官の權能は單り工場に就てのみならず、總て工場と同視すべき作業場に對しても亦行はるべきこととなつて居る。

▲検査官は其の職務を行ふに當り、地方警察廳と同一の職權を有し、特に何時にても作業場に立入る權を有し、企業者は、聯邦會議若くは各邦政府の命ずる所に從つて、検査官に労働者の事情關係に就ての統計的報告を爲すべき義務を負つて居る。而して検査官は職務上其の検査に服する作業場に於て知得したる業務及び作業關係を默秘すべき義務を有つて居る。

▲検査官は年々其の職務上の報告を爲すべきこととなつて居て、該報告若くは其の抜萃は聯邦會議及び帝國議會に提出する。而してこの提出の目的の爲め、帝國内務局に於て編輯する「検査官職務報告」は毎年世に公にされる例になつて居る。

◎爾餘の諸國に於ける検査官の職制は甚だ區々で其の權限の如きも隨々で労働保護の範圍を異にするに從つて自から廣狹の差があるが、今之を大畧して、こゝに於て、獨逸に於ける検査官は千九百年には其數三百を踰え、英吉利では百十四人(千八百九十八年)佛蘭西では九十二人、奧地利では、四十八人(千八百九十八年)の検査官があるといふことを一言して置かう。それから、奥國の検査官任命に關する法律第十二條は立法上目的とせる検査官の地位及び任務を善く言ひ見はして居るから、一寸之を譯して置かう。曰く「検査官は其の任務を善く言ひ見はして居る行動により、單り労働者の爲め法律の恩恵を確保するのみならず、法律の企業者に命ずたる事項の履行に關し、巧に企業者を贊助し、専門的知識と職務上の經驗とに基いて、一方に企業者と、他方に労働との間の利害を正當に調和し、與労働者(企業者)併びに、受労働者(労働者)に對して信用ある地位を獲得し、以て兩者間の好良なる關係を開き、之を維持することを努むべし」

◎本誌の表紙畫は雷伯藤島武二氏の揮毫になるものにして、地水火風の四大に象りて意匠を凝らせるもの、氏百忙中木會の囑をいれたるは、茲に謹みて其勞を感謝致候。



## 眞の朋友

清澤 蒲之

漫に朋友と云へば、誰を捕へても、朋友と云へぬことはないが、眞の朋友と云ふべきものは、ドンナものであらうか、古來朋友論とか友情論とか云ふ話も澤山あるが、今は眞の朋友と云ふものに就て少しく述べて見たいと思ふ、勿論詳細なる説を爲すことは、長篇を要することゆゑ、今は只眞の朋友と云ふものに就ての極めて重要な點のみを述べるのである。

第一に、眞の朋友は宗教的根據に立つものでなくてはならぬ、通常では、色々の根據によりて朋友が出来る様に云ふて、或は同郷の朋友とか、同學の朋友とか、同窓の朋友とか、其他世上百般の事に當りて、相會し相見ることとは、皆朋友を製作する根據となりて居る、時には相會し相見たることすらなきも、尙何かの事情によりて互に朋友と認むることがある、此等の場合に於ても、眞の朋友がないとは云はれぬけれども、其眞の朋友と云はるべき根據は、ヤハリ、宗教的根據

據でなくてはならぬ、即ち絶対無限の他力を信ずると云ふことが根據でなくてはならぬ。其は何故かと云ふに、絶対無限に根據せざることは、皆有限不完全であるから、所謂有爲轉變を免れない、宗教的朋友は、彼も絶対無限に信憑し、此も絶対無限に信憑し、其信憑する所の絶対無限は、唯一不變であるがゆゑに、此根據の上に立つ所の朋友は、永久不變の朋友でありて、決して相離反することがない、又絶対無限に信憑して、常に満足の心に住するものなるがゆゑに、互に相侵し相傷ふ様なことがない、相對有限の事情を根據とする間には、其事情が轉變を免れないから、其友誼とか友情とか云ふものが、亦轉變を免れない、隨て其間には、反目嫉視を成し怨を結ぶ等の結果を生ずるに至ることがある、之を要するに、世間百般の事の上にて、朋友の交りを結ぶとか、朋友となるとか云ふことは、差支はないとしても、其は甚だ頼み少き朋友でありて、何時敵對になるやも知れぬ朋友である、故に眞の朋友、即ち、永久不變の朋友は、必ずや、絶対無限の他力を信憑する上に立つ所の朋友でなければならぬ、即ち眞の朋友は宗教的朋友でなければならぬ。

第二に、世間には、『朋友に對して濟まぬ』とか『友誼に背く』とか云ふ様な言葉があるが、此は眞の朋友の間にはなき言葉である、眞の朋友即ち絶対無限の他力を信ずる根據に立つ所の朋友は、決して彼我の間に『濟む』『濟まぬ』と云ふやう

な、女々しき感情を持つものではない、同じく絶対無限の他力を信ずる上に於てこそ、相互に朋友と云ふべけれども、其以外の世事俗情に於ては、人々各々其性情の異なるやら、其境遇の異なるやら、種々様々の事情によりて、各々適宜の處行を爲すことゆゑ、其が『濟むの』『濟まぬの』『友誼に背くの』『背かぬの』と云ふやうなことは、決して云はれることではない、若し強て眞の朋友間に『濟むの』『濟まぬの』『背くの』『背かぬの』と云ふことがあるとするなれば、其は各自が絶対無限の他力に對する上に於て、罪過のあるとなしに就て云ふべきのみである、例せば、絶対無限を忘却したり、信念の修養を怠廢したりするやうな場合には、此は朋友に對して濟まぬとか、此では友誼に背くとか云ふても差支はない、けれども、此の如きは、『朋友に對して』と云ふよりも、寧ろ『自己に對して濟まぬ』とか、『絶対無限に對して濟まぬ』とか云ふが適當である、故に眞の朋友に對しては、『濟むの』『濟まぬの』『背くの』『背かぬの』と云ふことはないことである。

て不足のなきものであらねばならぬ、彼にも不足なく我にも不足なくば、互に相求むる必要はない、故に朋友を求ると云ふことは、眞の朋友間にはないことである、只世俗の所謂朋友は、相對有限の根據に立つがゆゑに、常に不足を感じて止まないが爲に、朋友を求めて其缺陷を補はんとすることである、然るに、此の如きことは、一寸成功する様な場合もあれども、其根據が不完全であるから、何時互に相離反し相侵害する様になるかも知れない、眞に危険なことである、ソコで、眞の朋友の資格を既に持っているものは、只其資格を傷害せぬ様其資格を發揮する様にすることが必要であり、未だ眞の朋友の資格を得ぬものは、急速に熱心に其資格を求むることが必要である、茲に求むると云ふのは、決して先に云ふが如き朋友を求むるのではない、朋友たるの資格を求むるのである、朋友を求むるのは、他人の間に就て求むるなれども、朋友の資格を求むるのは、自己に就て求むるのである、自己の精神に於て、眞の朋友たるの資格を獲得することに勉むるのである、即ち語を換へて之を言へば、自分に宗教的信念の確立を求むるのである、自分の精神に於て、絶対無限に信憑して、毫も外物他人に依頼せずして安心し得る丈の資格を求むるのである。

第四に、世間には『朋友を選むて之と交はれ』と云ふやうなことがあるが、眞の朋友は互に相選む必要がない、又自分

が眞の朋友たる資格さへあれば、如何なる人と交際しても差支ない、畢竟朋友を選むと云ふ根據は、朋友と云ふものに善友と悪友との區別を立て、善友には交際してもよいが、悪友には交際してはならぬと云ふのでありて、つまり自分に對する利害を主として、云ひたるものである、然るに自分に對する利害を、外物他人の影響として考ふるのは、頗る困難なことでありて、善事が必ずしも善き感化を及ぼし、惡事が必ずしも惡感化を生ずるものではない、所謂順縁逆縁と云ふ譯で、我等の感化を受ける因縁は決して外物他人の爲に一定するものではない、盜賊の話を聞いて、之を恐れ惡み自ら警戒するものもあり、同じ話を聞いて、盜賊と成らんとする心を生ずるものもある、淫蕩なる行爲を見聞して、其を何とも思はぬ様になるものもあり、同じことを見聞して、大ひに不品行を排斥する様になるものもある、今所謂朋友の感化と云ふことは、決して一概に云へるものでない、然るに、既に朋友の感化如何を心配するのは、自分が未だ充分確固たる根據を得ざるからであるから、此の如き人物は、朋友を選む杯と云ふよりは、先づ自分に眞の朋友たり得べき資格を求めねばならぬ、而して、若し其資格を得たる以上は、如何なる人に交際しても、其資格を失却せぬ様にならねばならぬ、此の如くして、自分に充分なる資格を持って、人に交際すれば、ヨシヤ、先方が惡人でありても、自分は決して、其が爲に傷害せらる

いことなく、寧ろ自分の爲に修養の一端になることである。故に朋友を選むと云ふことは、既に眞の朋友たる資格を得たるものには、必要のないことであり、未だ其資格を得ざるものには、全く無意味のことであるが、或は甚だ迂濶なことである、何んとなれば、未だ眞の朋友の資格を得ざるものが、眞の朋友を選び得る筈がなく、又若し其資格を得んが爲ならば、朋友を選むと云ふ様な迂濶なことを云はずして、先づ宗教的信念を求めよとか、眞の朋友たるべき資格を求めよと云ふべきではないか。

尚ほ云ふべきことは澤山あれども、右の四點を推究すれば自然に明なるべきがゆへに、此には省略す、之を要するに眞の朋友は、宗教的根據に立ち、絶對無限を信憑して、常に満足の心に住し、所謂『天をも怨みず、人をも尤めず』、獨立獨行、決して外物他人の爲に心を動かさず、常に如來の大命に隨順して、自家の本分を盡すを以て第一義とするものである。

口繪

- 一、太子出城の圖、これは印度セマール、ガルヒの小丘に於ける佛教寺院の殘壁より發見されたる彩刻にして、今はラホール博物館にあり。
- 一、釋尊降魔成道の圖、これは印度アザンタ窟の寺の彫刻の圖なり。
- 一、釋法輪の圖、これは印度ガアーンドハーラに於ける彫刻なり。
- 一、歸京父子に講ずるの圖、全上

已の力で出來た儘に思ふて居る、是は大なる誤である、幼き小供が頗る得意で活動して居るときは、すべて自分の力でやつてのけたつもりである、よちよち、足に力を入れて一人前歩きた様に思ふて居れど、實は親の手につかまつて稍々牽き鉤られて行きた趣である、其次きは大手を振りて獨立獨行のもりであつたが、何ぞ知らむ親は後に回はりて兩手を擴げて、私に擁護しつゝあつたのである、頭はなき小供こそ知らぬ其歩きつゝある所は一步踏み脱せは逆様に墮落して身体を粉微塵にすべき高さ椽側もあり、何處彼處を關はず手を出す中には炭火が眞赤になりて忽ち大怪我を招くべき火鉢もある、つくづく、自分自身の運命を考へて見るに如何なる程度まで危殆に瀕しつゝあるのか底氣味悪くなる次第なるが、丁度夫れに比例して佛陀の廣大なる力は如何なる點まで周偏して居るのであるか、佛陀の周密なる慈愛は如何なる奥深き處まで徹到して居るのであるか、今更の如く仰嘆して感謝の涙に咽ぶことが屢ある。

過去をふり顧みて然るのみならず、將來を望むに亦同様である、現時の社會の實際を考ふるに人、心の向背、世路の險惡なることは怒濤狂瀾の如きものであつて、我々此中に處することとは殆ど片舟を漕ぎ出したる様なものである、我々が此の如き風波荒き間に立ちて毅然として進むべき大勇氣の起るの前途確かに希望の燈明臺が輝きつゝあるからである、信仰の

續 靜 觀 錄 (一)

信ぜんと欲して信ずるに非ず  
信せざる可らざるゆゑ信ずる也

近角 常觀

信仰は夫自身が窮極であり、夫自身が生命である。理由ありて信仰するのでもなく、目的に達する爲めに信仰するのでもない、矧んや自分で故意にりきんだとて信仰が得らるゝものでもない、何故に信するかと問はれたとて返答出来るものでない、強て云へば信せねばならぬゆゑ信するのである、信せず居らうと思ふても、一日も信せずには居られぬからである。

熟々過去を顧みて、既に通りて來た行程を考へ、將來踏み出さんとする希望を辿るにつきても、佛陀の偉大なる力が吾々の頭上に加へらることは、とても疑ふことは出來ぬ若し從來佛陀を信することがなかつたならば如何に道を踏み迷ふたか分からぬ、人生の行路は所謂蟻の戸渡りである、一心正念、左右を顧みることなく、往くべき所へ往けたのは、佛陀靈勅の力強き呼び聲があつたからである、佛陀の心は我々の心に入り満ちて、右すべきか、左すべきか、念々刻々親しき導きを蒙りたのである、然るに人間は勝手なもので免角何事も自

上より來る希望の生命なるものは實に言ふべからざる力強きものである、譬ふべからざる味の深きものである、若し此希望なかりせば人世は暗黒である、無意味である、釋尊か成道し玉ひし時東の空に閃きつゝあつた星の如く、吾人は暗黒の世界の中に佛陀の光明を望みつゝ進むものである、一たび此光明を目標としたる已上は足元を顧みて遲疑する必要がある、人生の如何なるものも此光明を遮ることは出來ぬ、罪惡も之を障ふべからず、死も之を障ふべからず、雲來りて却て平素氣附かざる光明の如何に遍ねかりしかを顯はし、死來りて永久の生命の如何に不朽なるかを示さるゝ譯である、死は室内と室外とを隔つる一片の戸の如きものである、戸を排して親しく日光に沐するも可し、室内にありて倦むことなき大悲の光りに育せらるゝも嬉しい、つくづく考へて見れば、將來如何なる道に導かるゝかは勿論分からぬが、唯偉大なる導きは、たとひ天地が砕くるとも社會が顛覆しても煥として變ることなきは確かな事實である、生かそうと、殺そうと佛意の如何は知るべからず、されど、唯譯なしに一步々々親しく佛陀の膝元に引きよせられて、攝取の心光によりて遁れむと欲して遁るべからざる救済を蒙りたる實感眼前の事物を見るより確實なる經驗である。

かくの如く過去に於ける佛陀の擁護を想ひ返へし、將來に於ける佛陀の指導を感ずるに佛陀か我々に對して加へ玉ふ力

の偉大なることはとても考の及ぶ所ではない、我々か佛陀に對する關係は恰も蟻か大山の麓を回りにて遂に其全體を知る能はざる如く、魚か大海に游泳して常に水を離る能はざるが如くである、我々は日常何氣なく日暮しをなすつゝあるときに實に意外千萬の出來事に遇ふて心中深く思ひ當たることが度々ある、而して其事件の爲めに内心深く打たる、事が多い、殊に信仰に直接關係を有する問題に於て、一舉手一投足のことが實に偉大なる結果を持來たすことがある、たとひ直接信仰の事柄でなくとも信仰の導きの下に行ひたることなれば其結果は必ず信仰的に出來て居る、此時に於て佛陀の力の不思議なることを事實上に見るとか出來る、此に至りて信仰は信仰せんと欲して自己を凝り固めて信仰を作るのではない、此の如き内心に於て、事件に於て、昭々たる事實は信仰せずして居らうと思ふても信せずには居られぬのである、寧ろ如何に此信仰を碍けんとするものもあるも碍く可からず、此信仰の爲に如何なる困難に遭遇するとも辭すべきでない、吾人は此信仰の爲めに生き、又此信仰の爲めに死すべきである、畢竟信仰は其自身が生命であり又目的である、吾々は信仰することによりて佛にならうとなるまひと毫も結果に關係すべきではない、作佛を計る勿れと云ひ、地獄に落ちたりとも更に後悔すべからず候と云ふ古聖賢の告白は、信仰の結局を打明けられた極所である。

此の如く佛陀の偉大なる力は仰けは仰くだけ不可思議にして、時々嚴肅なる靈感に襲はれて、想はず襟を正しくすることであるが、最後に至りて私か最も不思議に感ずるは、何故にかくの如き確實なる信仰が吾人の内心に宿り得たかとの事である、吾々の變り安かりし心の中に、頼み難かりし人間の力にて、如何て此の如き信仰の起り得べき譯がない、確かに是れ佛陀威力の所爲にあらざるは何人も出來る事ではない、此に至りて信仰自身か佛陀の心である、信仰自身か佛陀の力である、信せざるへからざるゆゑ信すると云ふ事柄までが、佛陀の賜物である此極點に達すれば寧ろ信仰自身が佛陀回向の靈界の一大事實であると言ふ方が適切である。



南村閑話 (一)

百目木 劍 虹

一。はしがき

長身瘦體、仙鶴に似、老いて益々壯、物外に超然として、敢て名をうらうとせず、また利を求めやうともせず、恬淡自

ら其貧に安じ悠々自適閑日月を送くつて居るものは、實に南村翁其人である、性格の高尙なる、態度の悠々迫らざる翁の如き近時稀に見る所の士で、蓋し余の少なからざる尊敬を拂ふ所以のもの之が爲めてである。

翁、名は善根、姓は島田、南村は其號である。祖先よりこの方代々毛利家に仕へて、忠勤を抽き込んで、あつた。翁が七十年來、風雨幾變遷の春秋を叩いて見ると、趣味津々として汲めども盡さざるの感がある。幕末の活劇より維新の革命に於ける將た排佛毀釋の當時の事蹟を詳知するに至りては、翁は光彩を放つ所の一個の活史家で、洵に得易からぬ人である。翁は儒佛二道の學に精通し、學識の深淵なる測り知るべからざるものがある。若し萬卷の書を讀破したものがあつたらば、翁はたしかに其一人であらふ。博覽強記、頭腦明晰、人の一端を擧げて問ふあらば、滔々數千言、全豹を盡くして少しも遺憾なからしむるは翁の事である、以て翁の學識非凡であることがわかる。

翁未だ曾て美服を襲ふたがなない、いつも綿衣を纏ひ、短袴を穿ち、質樸の風、一見田父野人の觀がある、翁が如何に外觀を飾ることのなきを知ることが出来る、また極めて温言を以て人に接し、忠君愛國の義を説いて諄々として倦むことを知らない、余は翁の音容に接する毎に、何となく春風面を拂ふの思が起つてくる、所謂翁の徳人を動かすの力があ

る故であらふ。翁の嗜好に就ては余其多くを知らない、されど遍ねく古書を探ぐりて、寶玉を發見するとは翁の最も好む所であらふ。都下幾百の書肆中殆ど翁の名を記せざるものなきを見ても明である、若し人ありて翁に某書の所在を問ふならば、翁は應に喜んで教ねるであらふ。

翁の爲め其功の没すべからざるは縮刷藏經の印刷是である。篤學翁の如き士にあらざればかゝる大事業は洵に覺束なき事である、吾教界なく翁の名を記憶して其勞を謝せねばならぬ。

題して南村閑話としたのは、翁が平生一點の修飾する所なく、而も一定の順序を追はず、無雜作に談話されたのかき集めたので、初より各項に亘りて題を設けたわけではない、たゞ見易からん爲めに余の假に付したるものにして、これは翁の少しも興かり知る所ではない、勿論文字の責は余にあることは云ふまでもなす。

自ら信する人の事を記述するのは愉快の事であるけれど、筆の到らぬ爲め往々其人の美德を傷くるやうのことありては、心中竊に憂へざるを得ない、加ふるに身塵事蜚集拙なるが上に文字一層拙悪を感ずると共に、翁及び讀者諸君に向て深く謝する次第である。

### 一。山中起臥人

本是山中起臥人。應緣來現宰官人。城頭却見魔軍隊。吹法螺將投寶輪。

これが翁の余に示された句である。若し翁の前身を知らうとする人があらば、翁は必ず右の詩を擧げて梵爾としてうなづくを見るであらふ。僅々たる此の廿七字の中に翁が半生の閱歴と多年抱負せられて居る壯圖が如何に奥深く含蓄されて居ることがわかる。誰も翁が今日の境遇より見て山中起臥の人であつたことが殆ど想像が浮ばぬであらふ。風采と云ひ慈度と云へ、宛然一個の儒者であることは、衆口期せずして一致する所である。所が、何ぞ圖らん、山中起臥人、即ち渺たる一個の修験者、俗に云ふ法螺を吹く處の山伏の前身であらふとは、誰も驚かぬものはなからふ。

翁の遠祖は大和より出て島田良義と云ふた人である、曾て懷良親王に隨ふて九州に下らふとした、所か途すがら病にかゝりて遂に蘇州草津にとゞまることになつた、後縁ありて毛利氏に仕へ世々其配下に屬したのである。丁度永祿五年毛利元就と大伴宗麟と隙を構へた時、媼和調停の爲め都より大伴氏の方へは久我大納言、毛利家へは聖護院道増法親王下向に成りた、毛利家より親王の響應使として、翁が十一世に當る良盛と云ふ人が其役を仰せ付かつた、さて兩家の葛藤が落着

院敬彦律師に就て天台の學を究め、大に造詣する所があつた翁の學問殆ど此間に於て成つたさうである。

維新の前後、風雲變調を呈し、或は佐幕黨と呼び、或は勤王黨と唱へて所謂愛國の志士なるもの雲の如く蹙起し、各藩の間を徘徊して盛に物議を醸し、海内鼎沸、今にも醒風血雨修羅場を現出する勢で、人心恟々安き心地がなかつた、殊に毛利藩の如きは維新革命の曙光と云はるる丈ありて、其騷亂一層甚しきものがあつた、騷亂の世になると輿論の一致と云ふことは到底望むべからざる事だ、毛利藩も亦此微を免るゝこと能はずして、藩中二派に分れ一方過激黨と云へば、一方を指して因循黨と云ふ工合に互に反目嫉視するのである、初め幕府が長州征伐した時、毛利家が家老の首級三個を謝罪の贖として詫びをした爲め、漸く幕軍の勝利となつた。而るに騷れる兵を恃んで第二の長州征伐の兵を起した、所が、松陰門下の二俊傑と云はるゝ久阪玄瑞、高杉晋作、幽囚の裡を脱走して兵を擧げとうゝ幕軍を打ち破り、そして盛に大義名分を唱へて幕府に反抗した爲め、其餘波支藩たる徳山にも及び、過激黨起りて藩政の改革を企て、藩論二派に分れ互に反目して譲らない、家老の暗殺となり、重役の辭職となり、頗る騷擾感亂を極めた、當時翁は方外の身であるけれども、藩政の事情を詳知する斗りてなく、よく双方の事情を知り居るを以て何れにも與みすることが出来ぬ、爲めに因循の譏りを

すると同時に、各々京師へ歸ることになつた、時に毛利家より臣下の者一人を修験者たらしめたい事を親王に請ふた、是は聖護院は修験道の本山であつた爲めである、其選に當たのが響應使たる翁の祖先良盛であつた。毛利氏は何故に臣下の一人を割いて修験者にしやうとした心底を探りて見ると、流石は良將だけありて智慮の深いものである。時は足利の末で、政綱已に弛み、群雄蜂起して各々瓜牙を磨き、虎視眈々一朝隙を窺ふて其羽翼を張らふとする亂麻の時代であつた故、そこで毛利氏は異日鹿を中原に争ふ野心あつたと見えて、腹心の者一人を放つて修験者と化せしめ、京師は云ふには及ばず近畿諸豪の動靜を窺はしめ、竊に他日に備ふる計略であつたのである、翁の祖先が修験者になつたのは、行を修し道を求むるが如き尋常一様の山伏でなくして、そこには深い策略が保たれてあつたのである、戰國時代に於ける英雄苦心の痕を考察すると頗る興味の多き事柄に接することが出来る。

其後翁の家は代々修験者となり、以て翁の時代となつたのである、翁も亦祖先の業を受け継ぎ、名を圓真と呼び、周防徳山教學院に住して居つた。此教學院は聖護院の配下であつた爲め、翁は天保十三年の春、十六の年甫めて京都に出て、雄仁法親王に就て修験道を承継ぎ、屢々金峯山、葛城峯を往復して抖擻の業を修めたのである。其後三井寺の法明

受けて危害の身に迫た事が数々あつたさうである。

翁明治二年擧げられて藩の大參事と云ふ重役に列しつた、方外の身より一躍して爲政の地に立つと云ふ事は、當時翁の一般の士人より名望を擔ふて居つた事を知らるゝである。翁還俗して番根と改名したは此時である。番根の番の一字は藩主より下されたさうである。明治五年廢藩置縣の際、時の縣令と意見合はぬ爲め職を辭して飄然東京に遊び、間もなく教部省に出任された。同十年省の廢止と共に野に下りて閑散の身となり、餘命を樂んで今日に及んだのである。

翁曾て藩主より一男を托せられたが、十年一日のやうに黨陶掬育いたらざるなく、日夕觀音經を誦して其幸福を修するに至りては、翁の至誠鬼神を動かすに足ると云はねばならぬ。

翁に三男がある、一は美術に志し主として佛畫を習はしめ、一は醫を業として居る、其意は仁術を施すにあり、一は商に志して居る、蓋し天下を富ましむるの意、翁の心を用ふる周到皆此類である。

翁常に頭健を以て誇て居る、今尙夜を徹して讀書に耽ることとは珍しくないとの事である。翁の如きは近來の偉人をと云ふても決して過言でなからふ。

以上は翁の略歴中の略歴に過ぎないが、あまり世に示すは翁の本志に非るを以て、是にて筆を擱くこととして、次號より續々翁の閑話を掲げやうと思ふ。

(未完)

閑文字

▲六々十年、人々十年、六百年と云ふ俗語があるが、東照権現の語である...

富貴壽夭不二心。 但向目前養誠心。 四十餘年學何事。 笑坐獄中鉄石心。

今この教科書事件に連坐して笑て獄中に坐して鉄石の心を持つるものは幾干てあらふ...

指「東方」曰、江上有「長堤」名「日本堤」所謂吉原被覆在其堤下一也...



一昨年の四月八日であつた、海外萬里の異郷伯林に於て、同志の諸君と共に...

く事が出来ると云ふ、有難い御許を下下さいました。 二りの花は大喜悦で、何ぞこの御禮をしてはと思ひました...

次に楯はその前へ行つて、「佛様の若様！ 貴君お帽子が欲しいければ、私はお帽子に成りませしやう。御覧の通り楯の花は、...

そこて二りの花は、如何したら御氣に入るだらうと、しきりに考へて居ります所へ、他の花の仲間が、これも佛様の御誕生を聞きつけ、...

て偶然ではない、偶然ならざる此時に小波兄より、當時餘興として此祭りの爲め新に作られた、左にかゝる「花祭」を題するお伽噺を寄稿せられたのは、...

旭村生識

お伽花祭

小波

むかしむかしまづ或る處に、躑躅と楯の姉妹の花がまこと綺麗に咲いて居りました。けれどもこの花は、只一度丈咲いたのか、...

それから花は總掛りて、立派な花の御堂をこしらへ、これを佛様に献上し、そして又その前で、皆な花躍りをして御覧に入れましたら、...

それが即ち花祭の由來！ 但しほんとの御話では無い、私が昨夜の夢に見た、花祭の由來なのであります。

静御前

小秋水

君行くや陸奥の山。我亦何くにか行かん。風蕭々兮雪紛紛。春來て春未だ到らず。天は寒し夜は三更。萬籟眠り月獨りすむ。...

しき、情緒綿々として盡くる能はず、思とゞまつて長なへに  
 ながし、……紅涙落ちて爲に聲あり。  
 静や静、彼は千古の佳人なり、静あつて九郎判官あり、静  
 なきの九郎君は尅々たる一個の武夫のみ、一平家追討使のみ、  
 何ぞ千歳の下涙を値すべきや、君の涙は静ありて出で、君の  
 情は静ありて傳へらる、人生涙あり情あるの間、義経は永く  
 歴史の花なり、若し夫れ彼女の、凜乎たる大和女魂を見んと  
 欲せば、就て堀川第の變に見よ、更に八幡社前の宴に見よ、  
 僧の昌俊が右大将の命を受けて、堀川第に義経を圍るに當り、  
 其秘を觀破せし者は誰ぞ、外史氏述て曰く、義経幸する所の  
 舞姫を静と云ふ、昌俊を窺き見る、義経に謂て曰く、「彼將に  
 去らんとする時、四顧して目を廊に注ぐ、恐らく異志あらん  
 と。」義経意となさず。昏に迨て又告て曰く、「大陸塵起り。人  
 行くこと距離たり、崩らざる可らず、」と夜三鼓、果して變あ  
 り、此時早く、甲を取て義経に被らせしものは誰ぞ、夫人河  
 越氏か、あらず、忠臣辨慶か、あらず、實に彼れ寵姫静御前  
 に非ずや、知るものは知る。義経の夫人は河越氏にあらずし  
 て、寧しろ彼れ静なるを、若し夫れ鎌倉八幡社前の大惚氣に  
 至ては、古今獨歩卓然として千古に超絶す、對手は堂々天下  
 の大将軍、鼓を搦つ者は工藤祐經、拍子を打つものは畠山重  
 忠、列座整然として、堂更に嚴かなり、頼朝夫妻簾を垂れて  
 觀る。静、衣を整へて進み飽かぬ君との離別を惜み、自ら歌

を作して情人を慕ふ、衆皆泣を垂る。惚氣萬丈眼中將軍なし  
 御大将の眼幾度白黒するも、面色七たび變るも静の朱唇一た  
 び破れては赫々の威も是に加ふる能はず、彼女の命は絶ち得  
 べし惚氣は遂に滅す可らず、烈なる哉、静御前、又見よ景季  
 を罵倒して、「女我面を識らんと得するも欲んや、」と言ふに至  
 ては、其情操の壯烈なる、是を古今に徴し、東西に究むるも、  
 よく其匹を求め得るか。  
 佳人逝て七百年、茫として夢の如し、而も君が涙は長なへ  
 にとゞまり、君の情は千載に芳し、外夫人の嚴ありて、内情  
 人の艶を帯ぶるもの、君が如きは蓋し稀なり。世の戀を語る  
 姫君よ、遡て七百年前に愧れよ。

### 佛のちから

青 鬼 堂

あさがほ はなさく  
 ちからに かきね  
 われらの たのみは  
 ほとけの ちから  
 つるをば ちからに

たどるよ めしひ  
 われらは ほとけに  
 たよりて ゆかむ。  
 ほとけは われらの  
 みおやに ませば  
 むじやうの ちからを  
 われらに たまふ。  
 あめふれ かぜふけ  
 おほなみ おこれ  
 ほとけの みふねに  
 あそばん われら。  
 ほとけの ちからの  
 くはゝる われら  
 うきよの こんなん  
 かずかは ものい。  
 ひんくも せまれよ  
 びやうまも あそへ  
 これらに うちかつ

ちからは われら。  
 われらの しごと  
 ほとけは そへり  
 たとへは みやまも  
 あをたと なさむ。  
 うれしや われらは  
 ちからの あるじ  
 をにをも ひしがむ  
 あくまも さゝむ。  
 ちからの いへには  
 あそれは すま  
 ちからの むねには  
 なげきは あらず。  
 だいなる ちからの  
 みちびく われら  
 しゝても しんずる  
 ところの すゝめ

釋尊降誕の佳辰と

ことばさて

波 岡 茂

綠色こき菩提樹の  
 薫ずる風にれのゝきて  
 まばたく星の朝ぼらけ  
 大聖此土にあれましぬ  
 獅子吼の高きうぶ聲に  
 瑞雲五天にあやをそめ  
 大塊露の香を湛へ  
 奇しき光ぞ世をこめつ  
 遺教の流れゆく極み  
 花は常世に香をさそひ  
 鳥 歡 樂 の 歌 高 き  
 基は遠くこゝになる  
 二千餘年のいへしへの  
 其尊き日今日ぞ又

再び茲にめぐり来て  
瑠璃淨光を仰ぐかな

あゝ大聖を慕ふ友  
 いざことほがん今日の日を  
 靈鷲極觀新らしく  
 尊き御聲ひゝかずや

春季雜詠

阿 羅 漢

鶯や名所に近き小篠原  
 夜櫻や張三李四が酒の宴  
 夜櫻や木蔭木蔭の大籌  
 燭してをぐらき寺や涅槃像  
 宗門の議論かしまし蛙かな  
 交みては屋根を轉げる雀かな  
 春雨や女の子男の子が芝居事  
 園丁の鶴に餌をやる春の雨  
 業平の嵯峨を訪ふ日や春の雨  
 春雨や相合傘の寄席に入る  
 蛇穴を出れば澆季の世なりけり  
 摘草や海老茶袴の人遠し

あめつちの情知れよの花の笑み風の囁やきとはに  
 新らし

とこしへに醒めなの夢のやぶれては闇に悶えの身  
 ぞうかりける

花かほる緑の野路の迷ひ兒にひじりよ慈悲ぞ道説  
 さますな

花御堂

茂

ふりそゝく五香の水の露をうかべ御堂の花に皆光  
 あり

龍華樹によりて彌勒の聲をさゝぬ今宵明星更にう  
 るはし

吾をゝく五香の水のあふれ出てゝ世尊のほまれ世  
 に浴ねかれ

世尊こゝにあれましゝより三千年を御堂の花に猶  
 交れる

野 調

眞 佐 彦

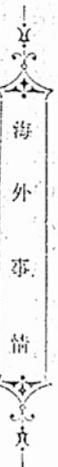
眼を閉ぢて静にきかむ谿川の音にこもれるあめつ  
 ちの歌

瓠

橙

五笠茫茫土。草鞋蹤不停。窮探排瘴癘。  
謙苦泣神靈。鶯嶺千年躅。龍宮萬卷經。  
歸舟春海穩。帶笑故山青。

奉迎 鏡如法主歸自印度 慧雲 含潤拜具  
名走利奔迷路長。十年閱盡世間忙。  
春風一夜開公案。修到梅花骨亦香。  
偶成 舍潤 道人



### 米國ワシントン府基督教青年會第五十年祝賀會

米國ワシントン府の基督教青年會は本年十一月八日より廿日に至れる三日間當五十年の祝賀會を舉行せり、之に關與れるもの大統領及内閣員を始とし陸海軍將校國會議員其他朝野の貴紳悉く來會し其の盛大なる殆ど米國協會史ありてこの方未だ會て見ざる所なりき、而して此會は實に各國派遣委員會の發會を兼ねたりとは既に千八百五十三年ワシントン協會委員ウイリヤム、シー、ランドン氏によりて勸奨されたるもの氏は

又パファアの協會員の各國連合會議を始めて鼓吹せる人なりさて五十年祝賀會の午餐式は月曜日午後よりニュー、ウイラードに開かる出席者無量三百人何れも才幹地位當代に絶せる名士たらざるなくその演舌蓋し近時に冠たるものなりき會頭ウイドワード氏先づ協會史を簡短に敘述し祝典長として委員マックフアランド氏を指命し次でドクトル、ワルケル、マックツク大佐及びモット、ツラー、ヌミス等の諸氏は地方到處に成さる、事業の見るべきものを説述せり殊に錦上添花を添へたるは當日の名譽貴賓たるダンカン氏及びブリス氏に會頭ウイドワード氏より薔薇五十花の花束を送りし事なり二氏は共に舊創立者にして今や白髮の老翁なり

委員マックフアランド氏大統領ルーズヴェルト氏を先導し紹介の辭をなして曰く「吾が基督教青年會に列し尤も熱心に同情を有し其目的を贊助し組織はたその真髓に一層の發揚をはからるゝの士は合衆聯邦人衆しと雖も先づ現大統領シラドノル、ルーズヴェルト氏に指を屈せざるべからざるなり吾人は懐ふも誠に人をして發憤せしむるかの前大統領マッキンレー氏が正義の死をなしたるに際し國事緊要の衝に當てこの好繼承者をホワイトハウス大統領宅に見るを得し悦は何を以つて喩へんや今現に大統領閣下は臨場の榮を賜はり、爰に來會諸君のため一場の演説あらんとす諸氏幸に清聴あらん事を」大統領演説演説その大意は左の如き意味なりき

諸君吾人が爰にこの五十年祝賀會を開くは偶然の事にあらざるなりこの五十年の歲月半世紀の時日は社會上にはた工業上に種々の革命を産みたり此の半世紀の如きは實に未曾有の多事なる半世紀であつた而も其間の活動力は實に偉大なるものがあつたのであるこの活動力は善にまれ惡にまれ兎に角あらゆる諸力の動機として活動したのである而もこの協會組織の如き事業になすなかりせばは確に良好の活動に非らざりしなるべし吾人は爰に之を悦ぶべきなり若しその活動にして斯の如き社會改良に向ひ市民改良に向ひて爲されしに非らずんば是必竟如何さて吾人尙一言すべき事あり如何にして凡ての事物は成順し來るかの問題是なり人は徒らに喧々囂々事物成順せんと呼ぶも事物其聲に應じて悉く成順するものに非らざるなり必ずやその間眞面目の士ありて着々實行しての域に達せしむるものあるが故である過去半世紀を回想すれば人事頗る錯綜し來りて惡禍百出愈々その甚だしきを見るに至り吾人は之に列する善行を増進せしめざるべからざるの必要を感ずるに至れり五十年前は基督教青年會も基督教盛女會も何等の必要を感じざりしなり社會の生活は單純質朴にして誘惑各人を襲ふ事あるも今日の如く瀕々且激甚に來るもの非らざりしなり即是に於てか吾人この百出せる禍害に應戰する機關を要するに至れり機關とは何んぞや諸君言はずして知る斯の如き會是れである而してその偉大なる効果は協力一致活動し

て一面德行を以てすると同時に又猛烈たる敢爲の氣象を以つて之に向はざるべからざるものあり而して斯青年會の事業の向ふ所一面陸海軍事業に一面鐵道事業他の一面大學々生間の事業として頗る見るべきものありしを信す是等面々協同一致の必要は今更云ふ迄もない而して最も重要な事であるさて青年會の事業は徒に青年の惡氣を育動して一面的發展をなさしむる如きものに非らずして常に彼等一個の丈夫たる面目を存せしむるにつとめたりき云々

次に會頭ウイドワード氏の演説ありその大要を掲ぐれば基督教青年會は今日廿世紀文明の重要欠くべからざる要因となれりドクトル、マケンゾーの言へる如く絶へざる衝動の一原因は協會の成立以來生存の理法なるものが能く充足されしことなり實に本會は亦成立せらる可らざる機運に遭遇せしものなりき兎に角吾人の事業は無限なる使命傳道の一條件なりさて本會の存立に就ても本會の建設物は前後三回火災の厄に罹れりそのため本會の活動を阻碍せしこと決して少々に非ざりき困難なる事件百出の後吾人四年以前漸く本會の再建を見るに至れりその後吾人はこの三年間に會員子弟愈々増加して今日本館の頗る狭小を感ずるに至れり過去五十年間の本會の史は實に價値あるものなりき今日愈々擴張の機運に際せるは吾人の多とするところ云々と説きたり

委員長マックフアランド氏演説すその大略次の如し

熟々協會運動史を顧みるに頗る趣味の津々たるものあり僅か半世紀以前に於ては世界中唯一の協會有りしのみ即ちロンドン市の一小室内氣品優にして而も物質的富に縁なき數箇の青年の會ありしのみ今や無量七千五百の協會と六十二萬の會員あるを見る而してこの一大同胞的統一を神の足下に創立せる創立者はジョージ・ウエリヤム氏にして氏はロンドンの市民にして世故に長け先皇ヴィクトリア女皇陛下より勳爵士に敘せられ今尚ほ現存せり世界中豈斯かる善良なる勳爵士あらんや氏は世界各所に延蔓するもの青年會の擴張にはたその殘年を樂みつゝありさて當今世界の問題は概ね社會問題となり吾人はビスマルク公と共に社會問題の外又問題なしと言はざる可らざるに至りて這般の社會問題に列して唯一満足的解答を與ふるものは協會の目的行動より提起せられたるものに非ざるなし基督の應用的教訓は唯一の解答をなすに足るこれ今日此會の成功を來し又今日大に歡迎せらるゝに至りし所謂ならずやそも一邦家の一大事は戰國的鐵器に非らずして精神的快刀を推して亂麻の紛々を解決せざるべからざるにありと氏の演説終りて後一同懇話に列して燕飲す貴紳淑女堂に滿ち綺羅星の似く歡聲海の似し誠に坐客皆之一大の精華列席の名士順次席上の小辭をなし記者之を叙するに遑あらず割愛す最後にカンノン代議士は起て先づ代議院に一言すてふ冒頭の下に幾々協會事業の大事業なるを説き基督教的理想は衆人をし

て扶助せしむるにあるを陳辯せり  
副會頭マクアラランド氏は休會前述のジョージウエリヤム氏に祝賀電報を發送す可しと提議すその信文に曰く  
英國ロンドンジョージウエリヤム君足下  
各國聯合委員及びワシントン協會は爰にワシントン五十年祝賀會を催し大統領閣下國民政府陸海軍諸賢士の臨席を忝ふし謹て祝賀の辭を足下に呈す  
委員長 ヘンリー、ビー、エフ、マクアラランド  
(記名調印)  
當時廿一歳前後の三青年一内二名は尙現存す一即ちトーマスダンカン氏ウエリヤム、セーリス君、ウエリヤム、シー、ラングトン君是れワシントン市一下宿屋樓上の一小寢室に相合し協會創立の議を凝らし、人は等諸氏はロンドン及びボストンに於ける協會組織を聞き意氣不禁即ちその徒手空拳を振つて結社を盟ひ終に千八百五十二年六月九日その素志を貫徹す斯くその初は微弱にして興起せる斯會は漸く國民的勢力を得て現今二千人の會員を見るに至れり夫の内訌の戰亂起るや斯會は専ら軍隊中の宗教的事業に當りやがて陸軍少將オオワード氏その會頭となりジョージ、モー、ホール氏書記官として斯會新活動を初むるに至れり。  
祝賀會の鎖事  
フレッド、ビー、スミ氏の開ける會合に來り會するもの二千

有餘名就中新に基督教信者たる意向を發展せるもの二百名即スミス氏はワシントンに淹留數日その事務に當れり其の火曜日を開かれたりし夜會の筈には列席するもの殆ど三百名協會員中有力者の演説あり日曜日朝ウラルター、ジョード、グラス君プレスデントの教會に演説す勸行の後代統領ルーズヴェルト氏の温情なる感謝の辭を受く在ワシントンの教會は皆祝賀會に最も大なる同情を寄せ到處の會堂講壇を開いて斯會の會員の演説者に供し五十箇以上の會衆を處々に見るに至れり  
ゴールド嬢の演説

ホンジョン、ダンブリユ、フォスター氏邸内に於ける各國聯合委員會の婦人補助會の接待は實に見るべき事件なりさるの際ゴールド嬢の演説あり嬢は嬌々たる嬌音を以つて調かに語りて曰く

妾は大なる興味を以つて陸海軍人の間に於ける吾等が事業の必要を述べ給ふを聴けり妾は信ず大なる善は陸海の軍機に成功さるべきを而かも星と線との旗を翻へす我邦の軍隊はその事業を補助する勞遣隊を要するものあるべしと思ふ吾等不肖の婦人共か男子諸君利益のため事業に加擔するが如きは或は僥越至極に見給ふべき方もあるべけれど而も女子の勤が大に之に適する場合のあるを妾は信ず而かも吾が合衆聯邦にては婦人は婦人の世界中最も多くの特權と機會とを附與さるゝものなり法律のもとに大なる保護あり又愠々談笑の閑暇を有

し居れり凡て此等の特點は何によりて來るか皆男子諸君の義侠的精神に基くものなりされば我等婦人は又盟つて是等同胞男子の徳に報いざるべからざるなり而してその最も美にして且つ恰當なるは基督青年會の如き之なり物質的にも智識的にもはた精神的にも理想的人物として耶穌基督を擧ぐるを認むる此會の如き最も之なり云々と。

報 道 一 束

- ◎梅散り、橋開き、夜來の春雨今將に櫻も綻びんとするの好季節に向ひ候心中何となく長閑に相成候。此佳節而も大聖世尊降誕の今月今日を以て、本誌第一百號を發刊するの當運に逢したるは、佛天の冥祐と讀者諸君の高庇による事と只管感泣に不堪候。向後益々奮勵改善の上にも改善を加へ、聊か教界の爲め微力を盡き度積りに御座候。尙諸君の御指導を蒙るを得ば望外の幸に候。
- ◎東京大學、武宗中學、兩校の學生の催にかゝる見真大師降誕祝賀會は本月一日を以て、神田錦輝館に於て催され候。當日は密藤唯信氏の宗教改革の偉人吉田賢龍氏の精神的宗教、南條博士の如來の御代官、村上博士の日蓮と親鸞等に就ての講演ありて聽衆千有餘名、講演後餘興ありて非常に盛會に有之候よし、尙一般の聽衆に嘆異紗を配布したりとの事に候。
- ◎大日本佛敎青年會例年の四月八日釋尊降誕會はやはりいつもの如く錦輝館に於て催す事に候本年の主たる幹旋者は第一高等學校の徳風會にして、當日の講演者は南條、島地、齋藤、近角、忽留谷、境野等の諸氏、本年は會報を發刊して一般の聽衆に配布する由に候。
- ◎淺草龍女學校にては去る三日第二回卒業式を挙げ、來賓として村上博士の講話有之候。
- ◎求道學舎の土曜會は去月廿八日に例會を行ひ候。來賓として池山榮吉、萩野伸三郎の兩氏臨まれ候。池山氏の信仰告白談は沈痛の辯論と共に大に感動を與へ

候。萩野氏の休和尙の物語は輕爽の辯と共に諷刺的に語話せられ、兩々相對して少なからぬ感想を起し候、終りて例の如く高談放論なき遊戯を行ひて散下申候。

◎其後の日曜講題如左候、

攝取(三月廿二日) 佐々木月樵  
悲休戒雷を震ふ(三月廿二日) 近角常親

七種の罪惡(三月廿八日) 楠龍造  
愛憎する勿れ(全上) 近角常親

尚廿八日には講話後談話會を開きたるに出席者五十餘名にして、信仰告白するもの自己の實感を訴ふる者有之、一般の感想を動したるやに見受候。

◎近頃新聞紙上社會問題に就て頗りに論究致され居り候二六新聞紙上にては安部氏の社會主義を掲げ、讀賣紙上にては阿部氏に對する反駁突出るなど、洵に興味深く感ぜられ申候。

◎哲學館事件は愈々沸騰の様態に候、或は政治上の問題に上るべしとの噂も有之候。

◎兼て歐米漫遊中の澤柳政太郎氏は、去月廿八日無事歸朝致され候。

◎教科出事件に對する善後策として基督教者の側より去る二日政談演說會を開き、輿論を喚起せられ候由。

◎監獄も追々改善を施すとの事なるが、女囚徒の取締は從來囚徒に直接する役員のみ婦人を用ひ、其他は凡て男子なりしが、女囚監獄の指定と同時に事務老練なる者(男子)を監獄長に擧げ、他の役員は會計受附等に至るまで、悉く婦人を用ひ、可成的荒々しき言動は之を避け、身は獄中にあるも猶ほ自家にあるが如き想あらしめて、只管其徳性涵養に勉め不知不識の間に悔化遷善するに至り、彼の一度入監せば俄に阿婆孺となり、其刑期満了後も尙ほ世人に指彈せられ、之を齒するを得ずして再び犯罪行爲を敢てするの已むを得ざるが如き哀れなる境涯に陥らしむることなからむべしと云ふ方針を取るとの事に候。

◎臨時總會は來る五月八日頃召集して、三週間開會の由に候。

◎西本願寺法主大谷光瑞師は去月三十一日東上せられ候に候。

◎井上伯は東本願寺の政整理上に付左の如き一場の演說を爲したるが、其要旨を左にかけ可申候。

茲に一人の病人有りとせんか、必ず先づ其人の病源は何れに在るか頭部より足部に至るまで細密に診察せざるべからず、而し病源は腹部若くは足部より發したるものと診察せば其の投薬は云何なるものを用ひべきか、又其藥が果して其病に適するや否やを考へざるべからず、其藥の適否如何によつて全快の云何を知るなり……大谷派の負債四百萬圓其額に於て決して少しとせず、之が原因は果して何物であるや年々の志納は云何、三年前と今日の比較は云何又之が救済方法は云何、各々其の由て來りたる原因と結果とを充分に調査せざるべからず、而して之の返却方法に至つては云何にすべきかは最も緊急なる問題なり……吾人の身體に就いて云はば手の先若くは足の指一本たりとも創傷を受けんか、夫がため他の健康の部分にまで影響を及ぼし全身の運動を停止することとなる、之は人身に於て免れ得ざる通則であるが如く大谷派の四百萬圓の負債を整理するは第一の責務が即ち門信徒であるから、夫より募集して返済するの外に道がないのである、其門信徒の金を募集するのには兄弟増に因ぐと云ふにらば好結果を得らるべしは最も大切なる問題である、兄弟増に因ぐと云ふ有様で内裏は互に相反目し相疾視するやふなることは到底此大病の全治は望むべからざることである、故に先づ其の相反目疾視する病根を絶たざるに於ては負債整理の端緒をだに開くことが出来ざるなり……故に今日は上は兩法主を始め各連枝方より下は一介の末僧に至るまで和衷協同にて共に本山のため宗門の爲めに働くこと云ふにあらざれば此の大整理は見込なし云云。

◎大坂大博覽會控外に開ける人類館中、清國人をも陳列しあるが、清國留學生等之を以て大國を侮辱したるものとし、大に憤慨し、其筋へ掛合中との事に候。

以上 (四月二日)

岩手縣の通信

政教時報 自第八十一號 合本  
至第九十九號 合本  
右製本出來致候間郵稅共一冊八十錢にて注文に應じ可申候

清澤満之 佐々木月樵 合著  
曉鳥 敏多田 鼎

春の頌

全壹册

定價參拾錢  
郵稅四錢

發行所

天地の間に至靈の體あり、時々大身を現して六合に遍滿し、時々小身を現して丈六八尺となる。而して此靈體は慈悲の親也、平和の泉也、自由の源也。「春の頌」二卷は、我等が此至靈の體に捧げまつる感謝の頌也。  
我等固より弱小、されど此至靈の體は、常に我等に來りて、我等を指導し、我等を啓發し、我等に力と喜とを與へたまふ、我等の坐する所、我等の行く所、此至靈の體は常に我等に來る。而して其來るや、我等の中心に、そが活ける聲をさ、やく。「春の頌」二卷は、我等が過去一年間に於いて、此至靈の體より聞き得たる靈音の記載也。  
之を宗教といふ者は云へ、道德といふ者は云へ、哲學といふ者は云へ、詩譜といふ者は云へ、信仰といふ者は云へ、主義といふ者は云へ。我等は世の名くる人の名くるに任せむ。「春の頌」二卷は、人の名けし語に非ずして、靈體の顯現したる語也。而して是れ我等の安住處也、故に宗教といはるべし。是れ我等の生活の標準也、故に道德といはるべし。是れ我等が有する眞理也、故に哲學といはるべし。是れ我等の靈感也、故に詩譜といはるべし。是れ我等の確信する所也、故に信仰といはるべし。是れ我等の大に世の人に語らむと欲するの意見也、故に主義といはるべし。  
今我等に此靈體來りて、我等をして斯書を公にし、共に道を楽しむの友に頌たしめ給ふ而して我等は斯大命に順ふを得るの光榮を感謝し奉る。(著者白)

東路 本町 區六 本拾 郷 區六 駒番 込地 浩々 洞出版部

# 大改 良 佛敎主義 家庭

▲第三卷第四號 四月五日發行  
▲定價 一部前金八錢 半年四十二錢  
一年八十錢 (郵税いらず)

**家庭** は本領、家事、譚苑、講話、學藝、●**本領** には平易の文を以て佛敎及道德上の實際問題の解釋を家詞藻、報導、はがき集の八欄に分つ●**譚苑** には小説小品文西洋た伽嘶を寓せる小話等あり、本欄に●**講話** には私共の宗教修養上の說話を載す●**學藝** には万葉集の講義、對する讀者の寄書机上に堆し●**學藝** には和歌の解釋、色彩小話を掲載せり ●**一月大改良** してより大増刷の盛況に

親鸞聖人御親筆  
南條文雄師序文  
清澤滿之師序文  
家庭社同人著

## 眞の人

表装美麗總ふり假名つき  
紙數 三百餘頁  
特別廉價金三十錢郵税共

**人!! 人!! 人!!** 嗚呼此奇妙なる動物の如何なる本書を讀め、世に最も人を知るとならずや即ち自己を知るとならずや宗教哲學に依り政治教育亦之に依る農工商文學技藝皆之に依り立ち之に依り起る故に凡ての**宇宙** 之に依りて**社會** 之に依りて**家庭** 之に依りて**個人** としての人の下に人の基なり**社會** 意識を得て**社會** 成り**家庭** 立つ**奇妙** なる**本書** 目次十數頁に渡るを以て**個人** は人とは何ぞや人生の眞意義、**社會** として人の下には學生教育者政治家商**家庭** として人の下には親子、兄弟と姉妹、**上中下三編** 以て**人** 各人の職務を論じ、**工業醫宗敎** 第十八章に分て之を論じ、**家庭** として人の下には親子、兄弟と姉妹、**上中下三編** 以て**人** 各論し吾人は如何にして眞の入たるを得るかを論せり

申込所 東京二丁目五番六地 家庭社

清水清明編

## 哲學館 事件と倫理問題

四六版  
二百七十頁  
定價金廿五錢  
郵税金四錢

哲學館事件は、實にこれ舊道德と新倫理説との衝突にして、思想界に於ける刻下の大問題なり。中島徳藏氏一たびその事の顛末を公にするや、都鄙の新聞雜誌競りてこれを轉載し論評し、唯その後れむとをこれ恐るゝものゝ如く、學者また盛に辯難攻撃を續けて、始どその底止するところを知らざらむとす、眞に天下の壯觀なり。本書は即ちその事實の真相、社會の輿論、學者の見解等、凡そこの事に關して世に公にせられたる記事論説、大網羅して剩す所なし。世の皇室と學問との關係について疑義あるもの、若くは世界最新の倫理學説を窺はむと欲するもの、庶幾くは本書によりて、多大の満足を得べむか。

米國公使館翻譯官、杉村縱横先生註解  
◎**高等英文集** 新刊 紙質特撰 製本最美  
露國トルストイ伯著 トルストイ伯肖像入  
日本加藤直士先生譯

價廿五錢  
郵税四錢

◎**我宗** 再版 紙質特撰 印刷鮮明 菊版三百五十頁 定價金七十五錢 郵税十二錢  
文學博士 井上哲次郎先生著  
◎**釋迦牟尼傳** 第六版 並上製 價八十錢 郵税十錢  
海老名禪正先生編  
◎**耶穌傳** 第四版 並上製 價六十五錢 郵税八錢

發兌元 東京市本郷 文明堂

# 無盡燈

四月一日發行  
第八卷第四號  
一部定價拾錢

研究

- 科學と宗教の調和に就て 朝永三十郎
- 小乗教の分派に就て 藤田觀龍
- 他力本願の先天的及び實在的證明 今井昇道
- 倫理標準としての良心説(貧窮解答) 鄒波子
- 斷平としたる生活 曉鳥敏
- 釋迦見真兩聖の同軌 常盤大定
- 寶曆文化間の三業惑亂關係書目 住田智見
- 南征日記(其三) 南條文雄
- 反道徳主義の文字と宗教 露帝信教自由を宣言す 遁世思想を概す 夜叉焰録 大町桂月子の宗教論 三月の誌壇 近事、會報

附錄  
◎西藏文妙法蓮華經解題(一) 川上貞信  
◎梵文妙法蓮華經和譯(三) 南條文雄  
東京集鴨 眞宗大學 無盡燈社發行

文學博士 村上專精師述

# 眞俗二諦辨

全一冊

●定價一冊金拾三錢郵稅不要、但切手代用一割増  
本書は村上文學博士が眞俗二諦の義に付き、極めて平易に、極めて通俗に、極めて明瞭に述べられましたので、眞俗二諦と云へば誰れしもよく承知し居る事なれども、佛教の本旨を尋ねれば、眞俗二諦の説より外はありませぬ、眞俗二諦と一口に云ふものゝ、實は八萬四千の法門皆之に包まれて居ると申しても宜し、去は各宗各派の教法は悉く眞俗二諦の二門を開いて弘通したるに過ぎないものであります。  
先づ本書ははじめに眞俗二諦の語を應用するに至りし濫觴を述べまして、眞俗二諦に對する一般の概念を與へ、次に聖道門諸宗に互り、次に眞宗一家に限る眞俗二諦を辯ずること、縷々として盡さざるの感あります、其間諸經を引用して證となし、例を擧げて説明を容易ならしむる等用意周到、少しも遺憾なきものは本書であります、  
宗教家は勿論佛教信者たる者は、必ず本書を一讀せられんと望む。

東京市本郷區森川町一番地

大日本佛教徒同盟會出版部

文學士 清澤滿之師序  
文學士 近角常觀君著

訂正 第二版  
増補 第二版

# 信仰の餘瀝

全

●定價金十五錢●郵稅一冊に付二錢●郵券代用一割増  
本書は、著者が活火炎々たる自家の信念を告白したるものにして、活ける懺悔、靈感の妙趣此中に存せざるはなし、其説く所卑近に流れず、高遠に失せず、平易の裡、紛糾錯雜せる人生問題を捉へ來りて、よく之を調理し少しも生硬の憂ひなく、讀者をして、憂然胸中秘奥の琴線に觸れしむるものあるを覺えしむ。  
今や第三版を刊行するに臨みて、著者自ら筆を執りて、或部分の如きは全く改竄するまでに、嚴密なる訂正を施しぬ、添うるに森嚴なる筆を以て自序をもつし之を卷首に題し、且つ滯歐中日夕拜讀したる聖經に就ての所感一篇を附録とせり、句々皆金石の聲を發せざるはなく、字々悉く熱淚の痕たらざるはなし、苦悶の闇にある人、信仰の飢を叫ぶの士、來りて本書を繙けよ、光明界の指導者たるもの、それ必ず此書ならむ。

發行所 東京市本郷區森川町一  
大日本佛教徒同盟會  
本郷四丁目 文 明 堂

## 規定

- 一、本誌は毎月一回(八日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事
- 一、但郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌の購讀者は住所姓名を詳細に楷書にて申送らるべく、轉居の節は新舊兩所の宿所通知する事
- 一、本誌定價左の如し

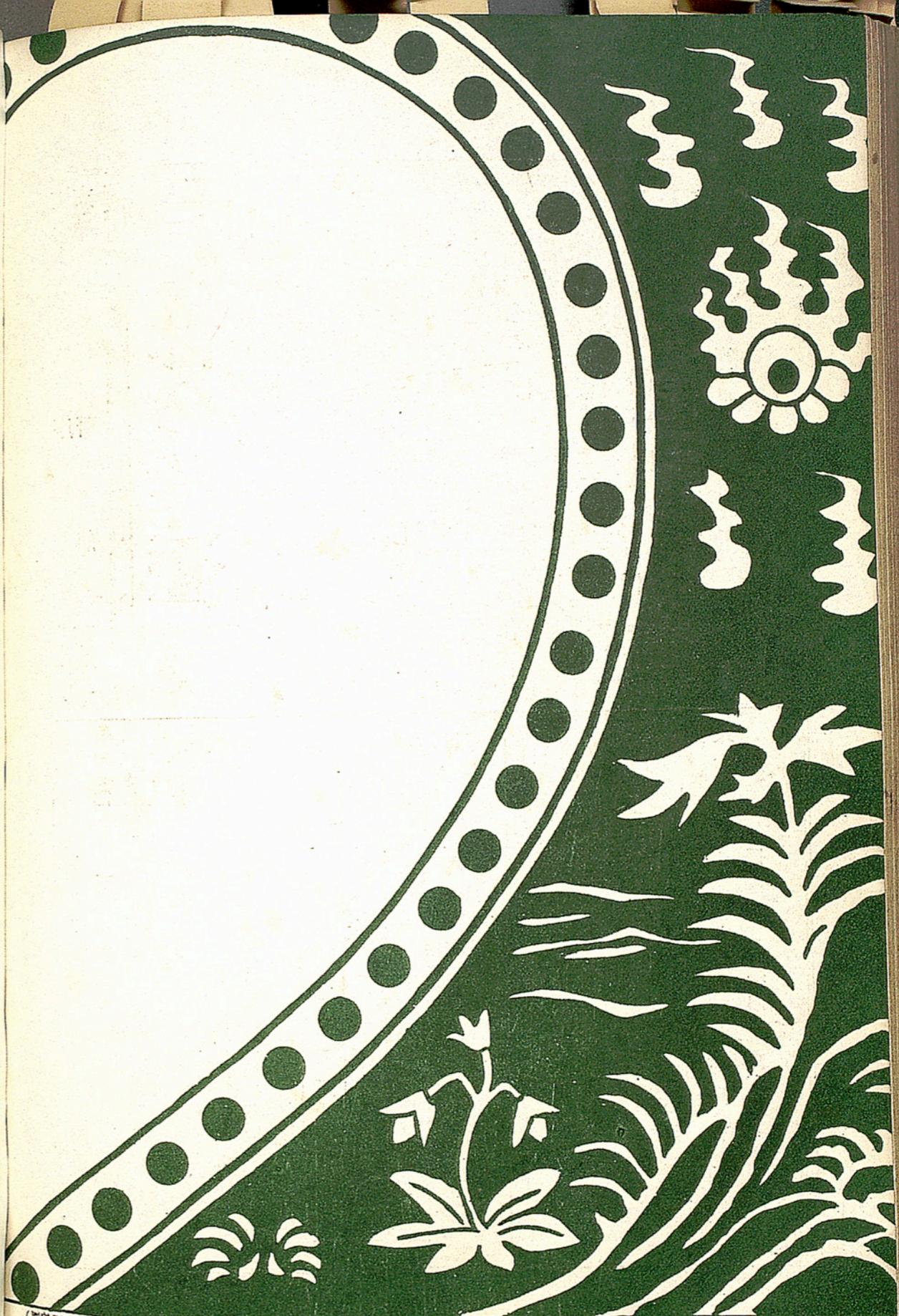
一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金拾錢	金拾錢	金六拾錢	金壹圓拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

- 一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
- 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

明治三十六年四月七日印刷  
明治三十六年四月八日發行

發行兼編輯人 百目木智璉  
印刷人 白土幸力  
東京市本郷區森川町一番地  
發行所 大日本佛教徒同盟會出版部  
(電話下谷二四三三)  
大賣捌所 東京市神田神保町 東京 堂  
同 本郷四丁目 文 明 堂



(東京市神田區土代町二丁目三光製版印刷)

明治三十一年十二月廿六日禮拜三郵政便物認可  
政教時報第百號  
明治三十一年四月八日發行  
(每月一圓八日發行)